

第1章 海上災害対策計画

第1節 予防対策

第1 基本方針

海上における船舶の座礁、衝突、火災、沈没等及びこれらの事故等による海上流出油等（有害液体物質を含む。以下同じ。）災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備、災害対策用資機材等の整備を図るとともに、保安教育、指導等による保安体制の整備強化を図る。

第2 船舶の安全指導等

【釜石海上保安部】

釜石海上保安部は、船舶に対し、港則法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律など船舶の安全及び海上災害の予防に関する法令の遵守について、指導監督を行う。

釜石海上保安部は、津波、高潮等に関する警報等の通知を受けたとき又は航路障害物の発生、航路標識の異常など船舶航行の安全に重大な影響を及ぼす事態を知ったときは、船舶に対し、放送、通報、巡視船艇の巡回等による周知を図る。

第3 防除体制の強化

【釜石海上保安部、町】

釜石海上保安部、町及び関係機関は、船舶又は油槽所等の事故による石油等危険物の流出及び拡大を防止するため、山田湾・船越湾等流出油災害対策協議会等を通じて相互連携を図りながら、防除体制の整備強化を図る。

- ・ 情報連絡体制の整備
- ・ 資機材の整備、保有状況の相互交換
- ・ 防災訓練の実施

第4 施設、設備及び資機材の整備・保管

【関係機関、町】

各防災関係機関、船舶関係者及び油槽所等の危険物施設の関係者は、大量に流出した危険物等の災害予防及び拡大防止に必要な施設、設備及び資機材の整備を図る。また、耐用年数、損耗の度合いを定期的に管理し、適切に更新・保管する。

区 分	使用施設、設備及び資機材
流出した石油等の拡散防止	オイルフェンス、応急木材、オイルフェンス展張船、作業船等
流出した石油等の回収及び処理	油回収船、回収装置、処理施設、油処理剤、油吸着剤、バージ舟等
流出した石油等からの火災発生防止	化学消防艇、化学消防自動車、化学消火剤、消火器具等
流出した石油等による災害拡大防止	ガス検知器等

第2節 応急対策

第1 基本方針

- (1) 関係機関相互の密接な連携の下に、流出油等（有害液体物質を含む。以下同じ。）の拡散防止と除去、人命救助、消火活動等を行い、船舶の安全航行及び沿岸住民の安全確保を図る。
- (2) 大規模かつ広域的な災害の発生又はそのおそれがある場合は、岩手県沿岸排出油等防除協議会を始め、隣接県や関係団体等への協力要請又は自衛隊の派遣要請を行い、被害の拡大を防止する。

第2 実施機関（責任者）

実 施 機 関	担 当 業 務
町本部長 県本部長	1 災害状況の把握及び防災関係機関への通報 2 地域住民、在港船舶に対する災害発生の周知 3 災害の発生又は拡大防止のための応急措置 4 自衛隊の災害派遣要請
消防機関	1 災害状況の把握及び防災関係機関への通報 2 地域住民、在港船舶に対する災害発生の周知 3 災害の発生又は拡大防止のための応急措置
釜石海上保安部	1 災害状況の把握及び防災関係機関への通報 2 航行船舶等に対する災害発生の周知 3 災害の発生又は拡大防止のための応急措置 4 事故関係者に対する防除措置の命令 5 指定海上防災機関に対する防除措置の指示 6 関係行政機関の長等に対する防除措置の要請 7 自衛隊の災害派遣要請
事故関係者（船舶所有者等）	1 災害の発生又は拡大防止並びに除去のための応急措置
漁業関係者（漁協等）	1 災害の発生又は拡大防止のための応急措置に対する協力
漁港管理者	1 在港船舶に対する災害発生の周知 2 災害の発生又は拡大防止及び除去のための援助並びに防除措置
指定海上防災機関	1 海上保安庁長官等の指示に基づく防除措置の実施 2 事故関係者の委託に基づく防除措置の実施

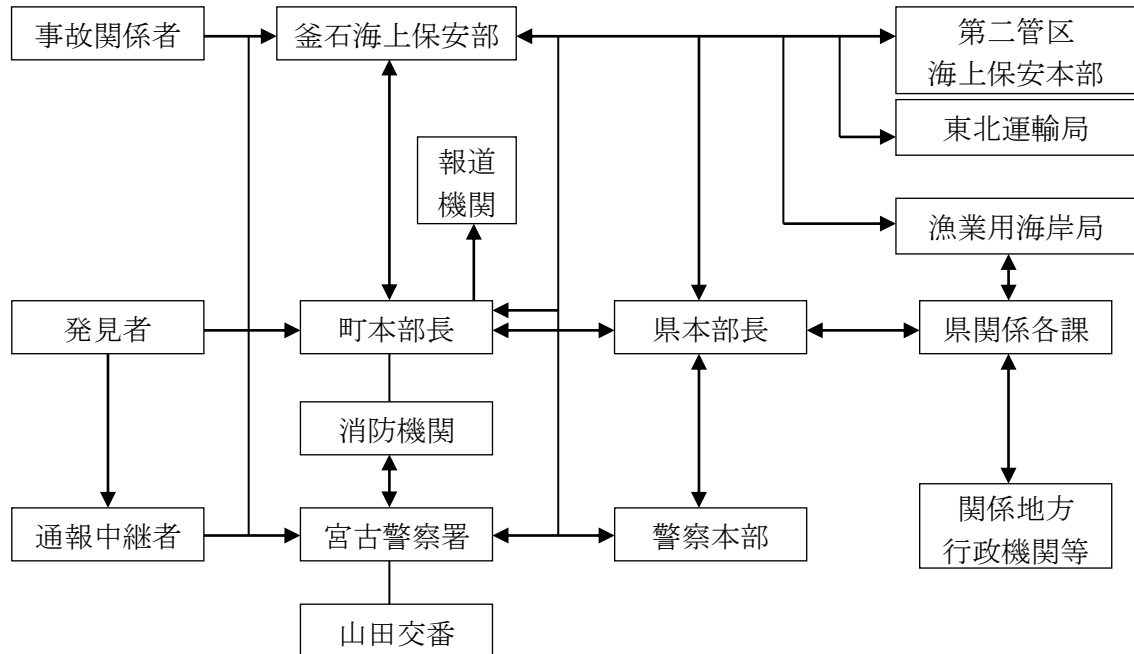
(町本部の担当)

部	班	担 当 業 務
水産商工部	水産班	1 釜石海上保安部との連絡調整 2 町民に対する災害発生の周知 3 所管漁港に係る保全措置 4 在港船舶に対する災害の周知 5 山田湾・船越湾流出油災害対策協議会との連絡調整

第3 実施要領

1 通報連絡体制

(1) 防災関係機関等における通報連絡は、次により行う。



(2) 船舶に対する周知は、次により行う。

機 関 名	周知手段	対象船舶
釜石海上保安部	無線電話、船舶電話、拡声器、航行警報	船舶全般
放送局	テレビ、ラジオ	
漁港管理者	漁業無線	漁船
漁業用海岸局	漁業無線	港外漁船

(3) 沿岸住民に対する周知は、次により行う。

機 関 名	周知手段	周知事項
町本部長	広報車、防災行政無線	① 災害の状況 ② 防災活動の状況 ③ 火気使用及び交通等の制限事項 ④ 避難準備等の一般注意事項 ⑤ その他必要事項
消防機関	消防車両の拡声器	
宮古警察署山田交番	パトカーの拡声器	
釜石海上保安部	巡視船艇の拡声器	
放送局	テレビ、ラジオ	

2 警戒措置

(1) 海上警戒

実施機関は、災害現場における航行船舶の安全を確保するため、次により、船舶海上警戒及び船舶交通の整理を実施する。

実 施 機 関	措置の内容
釜石海上保安部	① 船舶の航行制限及び禁止 ② 在港船舶に対する移動命令及び誘導 ③ 警戒線等の設定 ④ 巡視船等の配置による現場警戒及び交通整理
その他の防災関係機関	釜石海上保安部が行う海上警戒に対する協力

(2) 沿岸警戒

実施機関は、流出油等による災害が沿岸地域に波及するおそれがある場合は、当該地域における現場警戒に従事し、次の措置を実施する。

3 応急措置

(1) 海上流出油対策

各実施機関は、海上に大量の油が流出し、沿岸に漂着又はそのおそれがある場合は、山田湾・船越湾等流出油災害対策協議会等防災関係機関と密接な連携を図りながら相互に協力し、次に掲げる応急措置を行う。

実 施 機 関	措置の内容
釜石海上保安部	① 航行中の船舶及び関係機関への伝達 ② 巡視船艇による現場警戒及び海上交通の整理 ③ 巡視船艇・航空機による流出油等の状況把握と関係機関等への通報 ④ 海上における流出油等防除指導 ⑤ 流出油等防除作業の技術指導 ⑥ 遭難船舶の救助、消火活動、緊急的な油等の拡散防止措置
町本部長	① 流出油等の状況把握 ② 関係機関との連絡調整 ③ 防除資機材の調達 ④ 沿岸の監視及び漂着した流出油等の除去 ⑤ 回収油等の保管
消防機関	① 流出油等の状況把握 ② 関係機関との連絡調整 ③ 防除資機材の調達 ④ 沿岸の監視及び漂着した流出油等の除去
県本部長（県知事）	① ヘリコプター、船舶等による災害情報の収集及び伝達 ② 応急措置に関する市町村及び関係機関との連絡調整 ③ 防除資機材の調達 ④ 沿岸の監視及び漂着した流出油等の除去等
海上災害防止センター	海上保安庁長官等の指示又は事故関係者の委託に基づく海上の流出油等防除
その他の関係機関	海上保安部、県、町等が実施する応急措置に対する協力

(2) 船舶の遭難、海上火災、人身事故等

各実施機関は、船舶の遭難、海上火災、人身事故等が発生した場合は、他の防災関係機関と密接な連携を図りながら、次に掲げる応急措置を実施する。

- ① 捜索、人命救助、避難誘導、救護
- ② 消火活動、延焼防止
- ③ 応急資機材の調達輸送
- ④ 遭難船の移動手配、誘導

第2章 林野火災対策計画

第1節 予防対策

第1 基本方針

森林の保全と地域の安全を守るため、林野火災の予防体制を整備するとともに、林野火災予防思想の普及、徹底を図る。

第2 林野火災防止対策の推進

【農林課、消防防災課】

1 林野火災予防思想の普及、徹底

- (1) 山火事防止運動月間（3月1日～5月31日）を中心に、次に掲げる事項を重点的に、予防運動を実施する。
 - ① 枯れ葉等のある危険な場所でのたき火の禁止
 - ② 強風時及び乾燥時のたき火、火入れの禁止
 - ③ たき火、タバコの完全消火
 - ④ 車からのタバコの投げ捨て禁止
 - ⑤ 火入れの許可遵守
 - ⑥ 子供の火あそび禁止
- (2) ハイカー等の一般入山者、森林所有者、林内及び森林周辺での作業従事者、地域住民及び小中学生等に対して、次により広報活動等を実施する。
 - ① 登山口、役場、駅、学校等への横断幕、ポスター等の掲示
 - ② テレビ、ラジオ、新聞、広報紙、パンフレット等による林野火災防止広報
 - ③ 広報車などによる巡回広報

2 予防及び初期消火体制の整備

背負い式消火水のう、軽可搬ポンプ等の初期消火資機材を配備し、関係機関及び団体が常備する。

3 組織の強化

地域の実状に即した予防対策を行うため、初期消火を中心とした消防訓練、研究会等を実施するなど林業関係者、消防関係者等の緊密な連携を図る。

地域住民、森林所有者等による林野火災予防組織の育成に努めるとともに、これらの組織が自主的に予防活動を行うよう指導する。

4 各関係機関別の実施事項

実 施 機 関	実 施 事 項
盛岡地方気象台	1 暴風警報・強風注意報・乾燥注意報・火災気象通報等気象情報の発表及び迅速な伝達と周知の徹底
県	1 県が保有する広報媒体を利用した林野火災防止広報 2 航空機及び広報車による巡回広報 3 横断幕、ポスター、標板等の配布 4 県林務関係職員によるパトロールの実施
町	1 林野火災防止に関する打合せ会の開催 2 県の広報活動に対する協力及び町広報活動と、防火思想の周知徹底 3 林野火災予防組織の育成強化 4 火災警報等の迅速な伝達及びたき火、喫煙等の規制措置の周知徹底 5 火災警報等発令時の巡視強化 6 初期消火資機材の整備 7 火入れに関する条例の町民への周知徹底
消防機関	1 火災警報等の警報伝達及び巡視警戒 2 たき火、火入れの把握と現場監督者等の指導
三陸北部森林管理署	1 暴風警報・強風注意報・乾燥注意報発表時のたき火、喫煙等に対する出火防止広報資材の配備 2 職員によるパトロールの実施 3 防火線、防火林、防火用施設の設置及び資機材の整備 4 林野火災発生時の応急対策のための組織体制の整備
林業団体他	1 火入れの許可・指示事項の遵守 2 暴風警報・強風注意報・乾燥注意報発表時における出火防止の周知徹底 3 林内作業員等に対する林野火災防止に関する趣旨の周知徹底 4 一般入山者に対する防火思想の普及啓発 5 林内作業中の喫煙、たき火等の完全消火の励行 6 作業小屋の厳正な火気管理及び消火器具の設置 7 作業小屋周辺の防火帯の設置 8 火災警報等の情報をキャッチするための携帯ラジオの携行
農業関係機関 (農協等)	1 火入れの許可・指示事項の遵守 2 火災警報等発令時における火気厳禁の周知徹底 3 有線放送等を利用した、農家に対する防災意識の啓発
その他の機関等	1 関係職員等に対する防火思想の普及啓発 2 林野火災防止対策における関係機関及び団体への協力

第2節 応急対策

第1 基本方針

- (1) 林野火災発生時においては、消防機関は、防災関係機関と連携を図り、火災防ぎょ活動を行う。
- (2) 林野火災による被害を軽減するため、あらかじめ林野火災防ぎょ計画を定める。
- (3) 消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合においては、「消防相互応援に関する協定」に定めるところにより消防相互応援を行う。
- (4) 本計画に定めのないものについては、消防組織法に基づく「消防計画」に定めるところによる。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
町本部長	1 消火、救助その他災害発生を防ぎょし、又は、災害の拡大を防止するために必要な応急措置の実施 2 警戒区域の設定及び当該区域への立入りの制限等 3 県に対する緊急消防援助隊等の派遣要請 4 県に対する消防防災ヘリコプターの派遣要請
消防機関	1 町本部長の命令又は要請による消防応急活動等の実施 2 消防警戒区域等の設定及び当該区域への立入りの制限等
県本部長	1 消防広域応援に係る連絡、調整 2 消火薬剤及び消防資機材の調達及びあっせん 3 消防庁長官に対する緊急消防援助隊等の派遣要請
三陸北部森林管理署	1 消防資機材の調達及びあっせん
陸上自衛隊岩手駐屯地部隊	1 災害派遣要請に基づく消防活動の支援

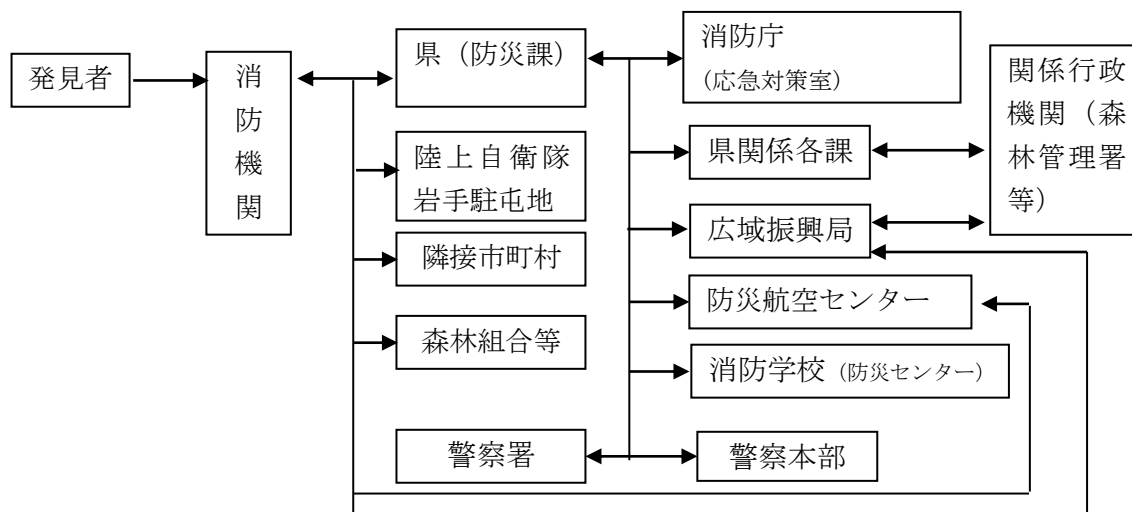
(町本部の担当)

部	班	担当業務
消防防災部 (山田消防署)	消防防災班	1 消防活動 2 消火薬剤及び消防資機材の調達 3 県に対する緊急消防援助隊等の派遣要請 4 県に対する消防防災ヘリコプターの派遣要請
総務部	第2庶務班	1 自衛隊の災害派遣要請
税務部	調査班	1 住家被害情報の収集
農林部	農林班	1 農林畜産物等の被害情報の収集 2 農業施設、林業施設等の被害情報の収集
長寿福祉部	情報班	1 住家被害情報に基づく人的被害(被災世帯等)の情報収集

第3 実施要領

1 通報連絡体制

防災関係機関における通報連絡は、次により行う。



2 町本部長の措置

- (1) 町本部長は、林野火災による被害を軽減するため、次により、林野火災防ぎょ計画を定める。

① 重要対象物の指定

林野火災が発生した場合は、優先的に防ぎょする施設として、避難所等、医療施設、防災拠点施設、救援物資の輸送拠点施設、住民生活に直接影響を及ぼす公共施設及び報道機関等の施設を重要対象物として指定する。

② 延焼阻止線の設定

林野火災発生地域の延焼火災及び消火不能地域から延焼拡大した火災を阻止するため、あらかじめその地形、空地、水利の状況及び動員部隊を考慮の上、延焼阻止線を設定する。

③ 消防活動計画図の作成

消防部隊の効率的、効果的運用を確保するため、危険区域、通行可能道路、使用可能水利、延焼阻止線、避難場所、避難路等を調査し、防災関係機関と調整の上、消防活動計画図を作成する。

- (2) 町本部長は、林野火災が発生し、又は発生のおそれがある場合において必要と認めるときは、消防機関の長に対し、消防職員・団員の出動準備若しくは出動を命じ、又は要請する。

- (3) 町本部長は、消防機関が行う消防応急活動等を支援する。

また、林野火災が拡大し、必要があると認める場合においては、警戒区域を設定し、応急活動の従事者以外の当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

- (4) 町本部長は、消防機関が行う消防応急活動等によっては対応できないと判断した場合においては、あらかじめ相互応援協定を締結している市町村に対して応援要請を行うとともに、県本部長に対して、消防部隊の応援要請を行うほか、【震災・津波対策編 第2

章 第11節 自衛隊災害派遣要請計画】に定める手続きにより、自衛隊の災害派遣要請を行う。

- (5) 町本部長は、地上からの消防応急活動等によっては対応できないと判断した場合においては、空中消火を実施するため、県本部長に対して、【震災・津波対策編 第2章 第28節 防災ヘリコプター活動計画】に定める手続きにより防災ヘリコプターの応援要請を行うほか、広域航空消防応援又は自衛隊によるヘリコプターの応援要請を行う。
- (6) 町本部長は、これらの要請を行った場合においては、その受入体制の整備を図る。
特に、空中消火のためのヘリコプターの派遣を要請した場合においては、ヘリポート及び補給基地を確保するとともに、空中消火に必要となる消火薬剤補給のための要員を配備する。

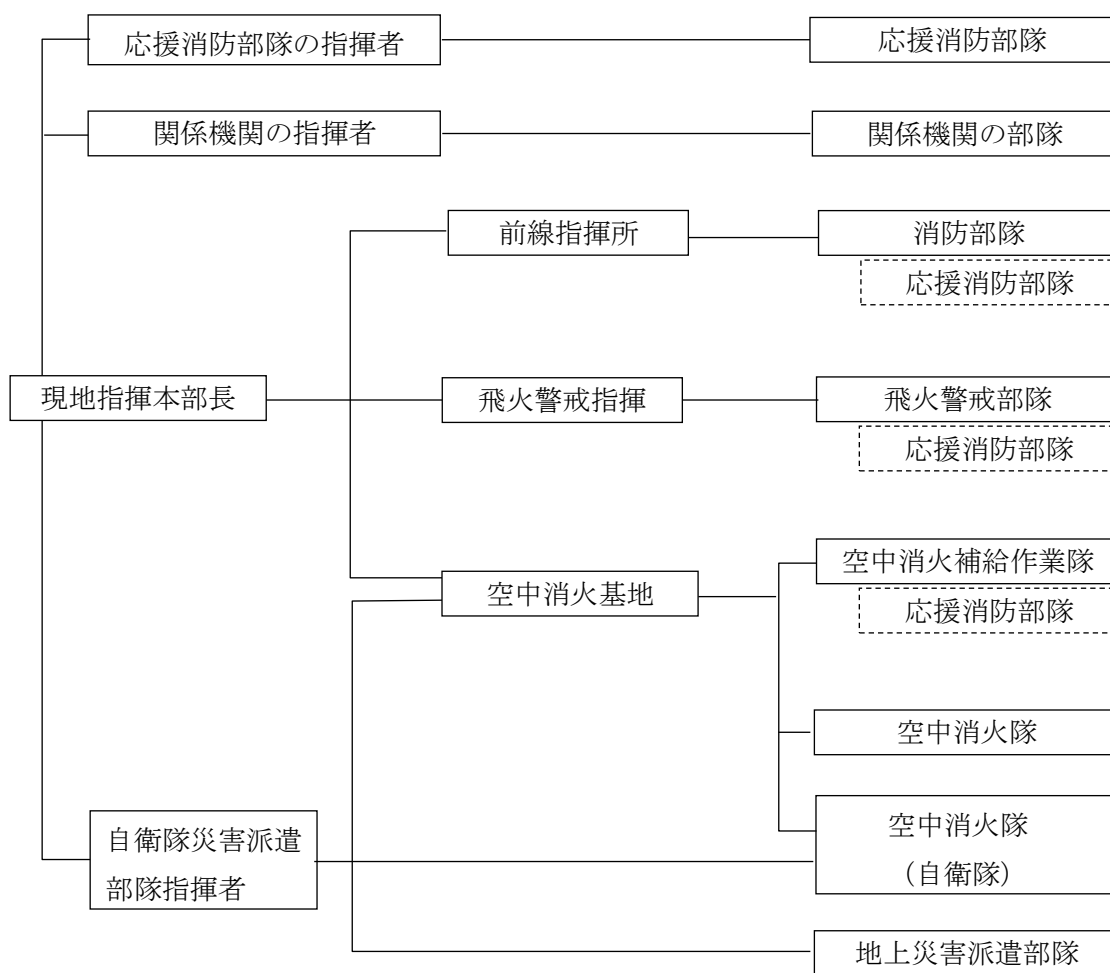
3 消防機関の長の措置

(1) 応急活動体制の確立

- ① 消防機関の長は、あらかじめ非常参集、部隊編成、資機材の確保・調達体制、有線電話途絶時における通信運用等を定める。
- ② 消防機関の長は、町本部長から出動準備命令を受けたときは、次の措置をとる。
ア 消防職員・団員に対する出動準備命令
イ 出動準備命令時に、必要と認めた場合における待機命令
ウ 出動準備終了後における町本部長への報告（消防職員・団員の数、待機状況、部隊編成状況、装備状況等）
- ③ 消防職員・団員は、出動準備命令又は出動命令を受けたときは、直ちに命令事項に従って行動し、指揮系統を通じて、準備又は出動の状況を消防機関の長に報告する。
- ④ 消防機関の長及び消防職員・団員は、地域内に大規模な林野火災が発生したことを知り、消防部隊の活動を必要と認めたときは、出動命令を待つことなく所属の署所に非常参集の上、参集したことを所属長に報告し、その指揮を受ける。

(2) 火災防ぎょ活動

- ① 消防機関の長は、町民及び自主防災組織に対して、出火防止と初期消火の徹底を指導するとともに、消防職員・団員及び消防資機材の効率的運用を図り、延焼の拡大を迅速かつ的確に防止する。
- ② 林野火災の拡大状況に応じて、消防機関、他市町村の消防機関の応援隊、自衛隊派遣部隊等が統一的指揮のもとに円滑な消防活動が実施できるよう、現地指揮本部を設置する。
- ③ 現地指揮本部は、付近一帯が見渡せる風横又は風上の高地で無線障害の少ない場所等、火災の状況及び防ぎょ作業の状況が把握できる位置に設置し、旗等により表示する。
- ④ 現地指揮本部には、必要に応じ、関係機関の指揮者等による連絡会議等を設ける。
- ⑤ 消防機関の長は、現地最高指揮者として防ぎょ方針を決定し、有機的な火災防ぎょ活動を実施する。
- ⑥ 林野火災が二以上の市町村又は広域消防事務組合の区域にまたがる場合は、合同現地指揮本部を設置し、現地最高指揮者は、当該消防機関の長が協議して決定する。
- ⑦ 現地指揮本部には、可能な限り、消防通信、その他関係機関の通信施設を集中して設置し、通信施設の相互利用を図る。
- ⑧ 現地指揮本部の指揮系統は、おおむね次のとおりとする。



⑨ 火災防ぎょ活動にあたっては、次の点に留意する。

- ア 林野火災発生が比較的少ないと判断した場合は、積極的な防ぎょを行い、一挙鎮滅を図る。
- イ 林野火災件数が消防力を上回る場合は、重要かつ消防効果の大きい火災に対して優先的に防ぎょを行う。
- ウ 林野火災が随所に発生し、消防隊個々による防ぎょでは効果を期待できない場合は、部隊を集中して、人命の確保と最重要地域の防ぎょにあたる。
- エ 林野火災が多発し、町民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、全力を尽くして、避難者の安全確保にあたる。
- オ 大量の人命救助を要する場合は、火災状況に応じ、これを優先する。
- カ 他の災害が同時に発生した場合は、原則として、火災防ぎょを優先する。

(3) 救急・救助活動

- ① 消防機関の長は、あらかじめ医療機関、(一社)宮古医師会、日本赤十字社岩手支部山田分区、警察等の関係機関と、救助隊の派遣、救護所の設置、医療機関への搬送等について協議を行い、このための活動計画を定める。
- ② 救急・救助活動にあたっては、次の点に留意する。
 - ア 負傷者に対しては、可能な限り、止血その他の応急措置を行った上、安全な場所に搬送を行う。
 - イ 負傷者が多数発生した場合は、重症者、子供、老人、病人及び障がい者を優先する。
 - ウ 大規模林野火災により、救急・救助能力を上回る場合は、その効果を重視するとともに、多くの人命の危険のある対象物を優先する。

(4) 避難対策活動

- ① 消防機関の長は、あらかじめ避難指示の伝達、避難誘導等、避難場所・避難路の防ぎよ等に係る活動計画を定める。
- ② 避難指示の伝達、避難誘導については、自主防災組織等との連携を図る。
- ③ 避難指示がなされた場合においては、これを町民に伝達するとともに、火勢の状況等正しい情報に基づき、町民を安全な方向に誘導する。
- ④ 町民の安全避難を確保するため、災害危険地域からの避難を完了するまでの間、林野火災の鎮圧及び延焼拡大の防止を図る。
また、避難場所の管理者と連携を図りながら、避難誘導を行う。
- ⑤ 要配慮者の避難誘導に当たっては、社会福祉施設、自主防災組織、自治会等住民組織等のコミュニティ組織等と連携を図り、要配慮者の居所の把握、連絡体制の整備を図る。

(5) 情報収集・広報活動

消防機関の長は、災害情報の収集・伝達を円滑に処理できるよう、あらかじめその活動計画を定める。

(6) 消防警戒区域等の設定

消防職員・団員は、林野火災の現場において、消防警戒区域等を設定し、応急活動の従事者以外のものに対して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。

4 県本部長の措置

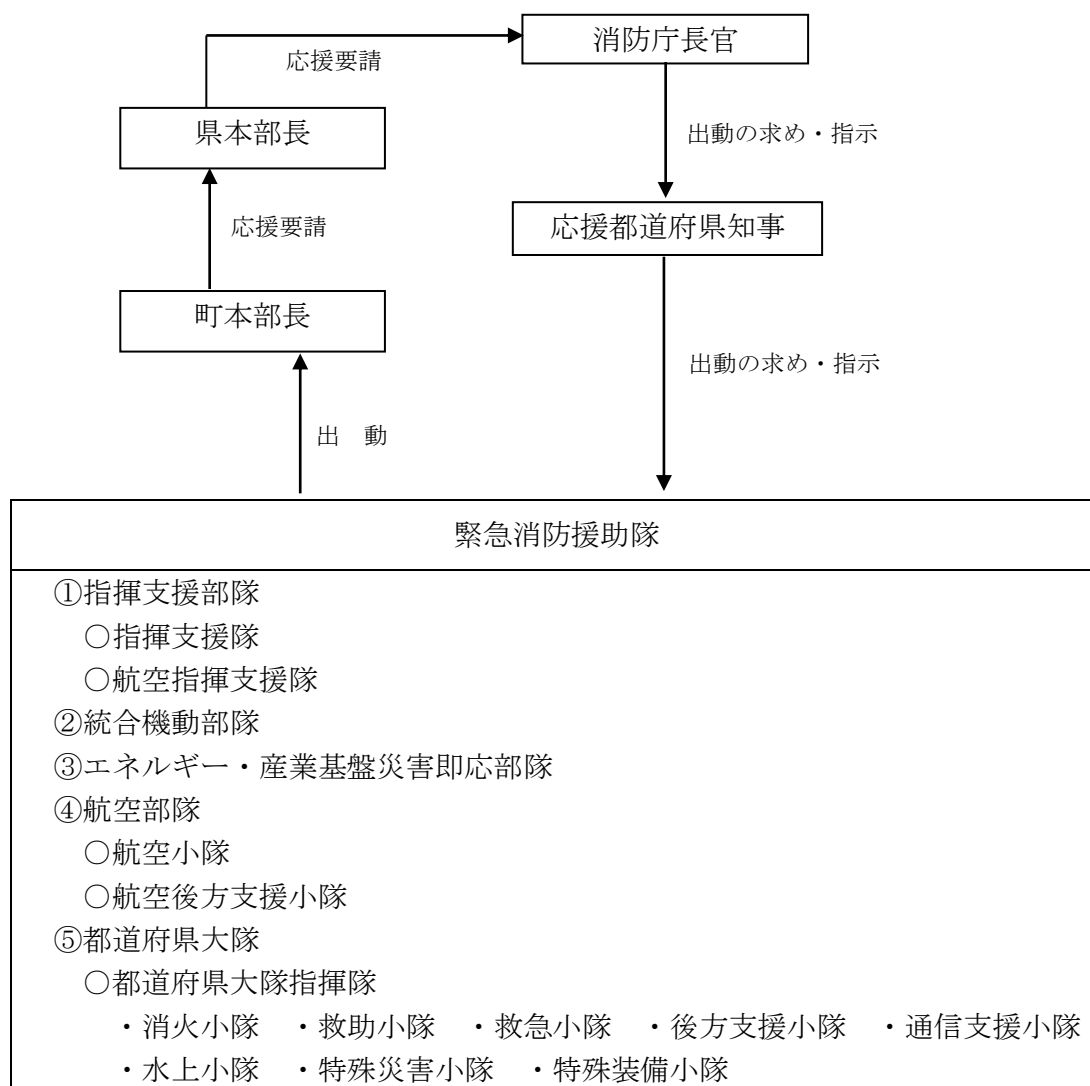
(1) 災害活動に対する援助

- ① 県本部長は、防災関係機関及び関係団体等との調整の上、町本部長の行う災害活動に係る要員並びに消火薬剤及び消火資機材等の調達又はあつせんを行う。
- ② 県本部長は、あらかじめ消火薬剤及び消火資機材等の調達又はあつせんに係るマニュアル等を作成する。

(2) 緊急消防援助隊

- ① 県本部長は、町本部長から要請があった場合、又は災害の範囲が著しく拡大し、県内の市町村の消防力をもって対処できないと認めるときは、消防庁長官に対し、緊急消防援助隊の派遣について要請するとともに、岩手県緊急消防援助隊受援計画に基づき緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制を整える。
- ② 県は、緊急消防援助隊が出動した場合には、消防応援活動調整本部を設置し、消防の応援等の総合調整を行うものとする。
- ③ 緊急消防援助隊は、本部支援室との連携を図り、必要に応じ総合調整所において防災関係機関相互の連絡調整等を行い活動にあたるものとする。
- ④ 緊急消防援助隊は、消防組織法第44条、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画、緊急消防援助隊運用要綱並びに大規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動に関する実施要綱の規定に基づき出動する。
- ⑤ 緊急消防援助隊は、町本部長又はその委任を受けた消防長の指揮命令に従い、活動する。
また、消防組織法第44条又は第44条の3に基づき、部隊の移動を行う場合がある。
- ⑥ 県外で大規模な災害が発生した際における、全国の消防機関相互による迅速な援助体制を確立するため「緊急消防援助隊岩手県隊」を登録する。（消防組織法第45条に基づく登録部隊）

※ 緊急消防援助隊の出動



(3) 消防防災ヘリコプター等の応援要請

県本部長は、大規模林野火災時において、町本部長からの要請を受け、消防防災ヘリコプター等の応援が必要と認めた場合は、次により、本県への応援が可能なヘリコプターを保有する都道府県又は市、若しくは自衛隊に対して、速やかに、消防防災ヘリコプター等の応援を要請する。

- ① 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく他の都道府県等への消防防災ヘリコプターの応援要請
- ② 「大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づく他の道県への消防防災ヘリコプターの応援要請
- ③ 【震災・津波対策編 第2章 第11節 自衛隊災害派遣要請計画】に定める手続きによる自衛隊ヘリコプターの災害派遣要請

第3章 農畜産物災害対策計画

第1節 予防対策

第1 基本方針

農作物及び畜産物の気象災害を最小限に防止するため、気象の季節予報及び注意報等の迅速な伝達を図るとともに、作付け当初からの安定技術の普及を進める。

第2 予防対策

【農林課】

(1) 気象災害を最小限に防止することに重点を置き、次の対策を実施する。

対 策	内 容
冷害防止対策	(1) 耐冷性品種の導入 (2) 地域の気象条件に合ったきめ細かな品種配置、作期策定の適正化 (3) 育苗技術、適正水管理等の指導徹底 (4) 季節予報の伝達の徹底
凍霜害防止対策	(1) 低温注意報・霜注意報等の早期伝達 (2) 樹園地における燃料の燃焼、散水の準備と励行 (3) 野菜のビニール栽培における保温資材の活用
水・雨害防止対策	(1) 水稻の品質向上のための乾燥施設の利用 (2) 長雨、過湿により発生しやすい疫病等の防除及び家畜の伝染病の予防
干害防止対策	(1) 水源（ダム、水利施設）の確保 (2) 常襲地帯における井戸、揚水機等の整備 (3) 畑地かんがい施設（スプリンクラー等）の整備
風害防止対策	(1) 防風林、防風垣の設置 (2) 耕土の風食防止のための等高線栽培、ベルト栽培等の実施 (3) 樹園地における枝折れ防止（支柱の準備等）、主枝結束の徹底（わい化栽培） (4) 落果防止のための薬剤散布
雪害防止対策	(1) 麦等の雪ぐされ防除のための薬剤散布（積雪前） (2) 消雪の促進 (3) 牛乳、飼料等の輸送経路の確保 (4) 樹園地の枝折れ、野ねずみ、野うさぎ防止（支柱、樹上除雪、埋雪枝の引き起こし等） (5) 牧草の雪害防止のための秋まき牧草の適期播種の励行 (6) 施設園芸等ハウスの倒壊防止のための除雪の励行
病虫害発生予察	県病虫害防除所からの病虫害発生予察情報の早期伝達

(2) 突発的な異常気象に対しては、その種類に応じた臨機の措置がとれるよう防止対策を講じる。

- ① 生鮮食品の輸送力の確保
- ② 異常気象による病虫害の発生に備えた防除施設及び設備の整備
- ③ 災害常襲地帯への安定技術の普及
- ④ 被害程度に応じた代作、種苗確保及び対応技術の指導
- ⑤ 家畜の飼料確保、栄養保持及び家畜伝染病の発生防止

第2節 応急対策

第1 基本方針

- (1) 被災地域における病虫害の発生及びまん延を予防し、農作物の被害の防止を図る。
- (2) 家畜の被害を最小限に止めることができるよう、適切な措置及び指導を行う。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
町本部長	1 被災地域における病虫害防除実施 2 家畜、家きん、草地、飼料畑及び畜産施設に係る被害に対する応急措置
県本部長	1 病虫害防除に関する必要な指示指導 2 家畜伝染病緊急予防措置、防疫措置その他の応急措置 3 家畜診療 4 飼料及び集乳搬送体制の確保 5 町本部長が行う畜産応急対策措置に対する指導 6 町本部長からの畜産応援要請に応じた対策措置

（町本部の担当）

部	班	担当業務
農林部	農林班	1 農林畜産物、農地、森林、農林関係施設等の被害調査及び応急対策の実施 2 家畜伝染病予防及び家畜防疫対策の実施

第3 実施要領

1 防除対策

（1）防除の実施

- ① 町本部長は、調査班を編成し、巡回調査を行い、病虫害の種類、発生区域、発生状況、まん延状況、防除状況等の把握に努める。
- ② 町本部長は、指導班を編成し、防除組合等の活動促進、防除技術等、防除全般について積極的に指導、普及を行い、病虫害の発生による被害防止に努める。
- ③ 町本部長は、次の事項を定め、防除措置を講ずる。
 - ア 防除時期
 - イ 防除資機材（航空機、防除機具、農薬、その他）の種類及び数量
 - ウ 防除体制（人員、車両等の動員、配置）
- ④ 町本部長は、災害の規模、状況から防除措置の実施が困難であると認めたときは、県本部長に対し、防除措置の応援を要請する。

(2) 防除資機材の調達

- ① 町本部長は、必要な資機材、人員、車両等の確保、調達を行う。
- ② 町本部長は、防除資機材等の確保が困難な場合は、次の事項を明示し、地方支部農林班長を通じて、県本部長にその調達又はあっせんを要請する。
 - ア 資機材の種類別数量
 - イ 送付先
 - ウ 調達希望日時（期間）
 - エ その他参考事項

2 畜産対策

- (1) 町本部長は、家畜の診療が困難な場合は、地方支部農林班長に応援を要請する。
- (2) 町本部長は、家畜を避難させる必要を認めたときは、家畜飼育者等に家畜を避難させるよう指導する。
- (3) 町本部長は、避難家畜に対する飼料、藁等が現地において調達できないときは、地方支部農林班長に確保のためのあっせんを要請する。
- (4) 町本部長は、風水害により飼料作物、牧草等が被害を受けた場合は、次の応急措置を実施する。
 - ① 全滅又は回復の見込みがない場合は、速やかに再播措置について指導する。
 - ② 一部の被害で回復の見込みのあるものは、即効性の液肥を使用し、成育の促進をするよう指導する。
 - ③ 災害発生時において、飼料作物、牧草等の種子及び肥料を確保することができない場合は、地方支部農林班長を通じて、県本部長に確保のためのあっせんを要請する。
- (5) 町本部長は、酪農家が生産した牛乳が、災害に伴う交通途絶等により集乳運搬ができない場合は、地方支部農林班長に対し、集乳運搬について協力を要請する。

第4章 危険物施設災害対策計画

第1節 予防対策

第1 基本方針

危険物災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備、災害対策用資機材等の整備を図るとともに、保安教育、指導等による保安体制の整備強化を図る。

第2 予防対策

【消防防災課（山田消防署）】

1 石油類等危険物

県及び関係機関と連携し、次の対策を実施する。

(1) 施設の保全及び耐震化

危険物施設の管理者等は、消防法第12条及び同法第14条の3の2等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、耐震化対策の推進に努める。

(2) 保全確保の指導

消防機関は、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が、危険物関係法令上必要がある場合は、事業所の管理者等に対し、必要な助言又は指導を行う。

また、町及び消防機関は、県の実施する危険物取扱者に対する保安講習に町内在勤の危険物取扱者に参加を呼びかける。

(3) 自衛消防組織の強化措置

① 危険物施設の所有者等は、自衛消防隊の組織化を推進する。

② 危険物施設の所有者等は、隣接する事業所との相互応援に関する協定を締結するなど、効率ある自衛消防力の確立を図る。

(4) 化学防災資機材の整備

町は、化学消防車等の整備を図り、化学消防力の強化を推進する。

2 高圧ガス及び火薬類

県及び関係機関と連携し、次の対策を実施する。

(1) 保安意識の高揚

① 高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、火薬類取締法等関係法令の周知徹底を図るため、保安教育講習、保安推進パトロール等を実施する。

② 高圧ガス、火薬類の取扱者、従事者等に対する技術講習を実施する。

③ 危害予防週間を設け、保安意識の高揚に努める。

(2) 規制の強化

- ① 高圧ガスの製造施設、貯蔵所又は火薬庫等が関係法令に規定する技術上の基準に適合し、かつ適正に維持されているか、保安検査及び立入検査を実施する。
- ② 指導の適正を期するため、指導取締方針の統一、相互協力等により、関係機関との連携を密にする。

(3) 自主保安体制の整備指導

- ① 保安教育計画に基づく保安教育及び防災訓練の実施により、業務上の保安確保に万全を期するよう指導する。
- ② 定期自主検査の完全実施及び責任体制の確立を指導する。
- ③ 災害発生時の自主防災対策の策定を指導する。

3 毒物、劇物

県及び関係機関と連携し、次の対策を実施する。

- (1) 毒物・劇物取扱施設の把握に努める。
- (2) 警察及び消防機関と協調し、情報交換等を図るほか、必要に応じ関係機関の協力の下に防災上の指導にあたる。
- (3) 町内の毒物・劇物営業者に対し、毒物・劇物の適正管理等について防災上の指導にあたる。

第2節 応急対策

第1 基本方針

- (1) 火災及びその他の災害発生時における危険物による被害の発生防止又は拡大防止を図るため、危険物施設等について、速やかに応急措置を実施する。
- (2) 自衛隊の所有する資機材等により危険物の保安措置及び除去が可能である場合は、自衛隊の災害派遣を県本部長に依頼する。

第2 石油类等危険物

1 実施機関（責任者）

実 施 機 関	担 当 業 務
町本部長 消防機関 県本部長 危険物施設責任者	1 被災状況の把握 2 災害の発生又は拡大防止のための応急措置 3 消火薬剤等の整備

(町本部の担当)

部	班	担 当 業 務
消防防災部 (山田消防署)	消防防災班	1 被害把握 2 関係機関への通報 3 被害の拡大防止措置 4 火災警戒区域の設定

2 実施要領

(1) 危険物施設責任者

① 被害状況の把握と連絡

危険物施設責任者は、災害発生後、直ちに、町本部長、消防機関等に通報するとともに、被害状況、応急対策の活動状況等について、随時連絡する。

② 要員の確保

危険物施設責任者は、防災要員を確保できるよう、あらかじめ所内自衛防災組織を編成するとともに、災害時の要員確保対策を講ずる。

③ 応急措置

危険物施設責任者は、災害の発生及び拡大を防止するため、次の措置をとる。

ア 危険物施設の実態に応じ、危険物の流出又は出火等のおそれのある作業を緊急に停止するとともに、施設の応急点検及び出火等の防止措置をとる。

イ タンク破壊等により漏洩した危険物が流出、拡散しないよう防止措置をとる。

ウ 従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。

④ 情報の提供及び広報

危険物施設責任者は、災害が発生し、事業所の周辺に被害を及ぼすおそれが生じた場合は、周辺住民に対し、災害の状況、避難の必要性等に関する情報を提供するとともに、いたずらに不安を増大させないよう災害広報活動を行う。

(2) 町本部長

町本部長は、危険物施設管理者及び防災関係機関と連携を図りながら、【震災・津波対策編 第2章 第8節 消防活動計画】に定めるところにより対処する。

第3 火薬類

1 実施機関（責任者）

実 施 機 関	担 当 業 務
町本部長 消防機関 県本部長 火薬類保管施設責任者	1 被災状況の把握 2 災害の発生又は拡大防止のための応急措置 3 消火薬剤等の整備

(町本部の担当)

部	班	担 当 業 務
消防防災部 (山田消防署)	消防防災班	1 被害把握 2 関係機関への通報 3 被害の拡大防止措置 4 火災警戒区域の設定

2 実施要領

(1) 火薬類保管施設責任者

① 被害状況の把握と連絡

火薬類保管施設責任者は、災害発生後、直ちに町本部長、消防機関等に通報するとともに、被害状況、応急対策の活動状況等について、随時連絡する。

② 応急措置

火薬類保管施設責任者は、災害の発生及び拡大を防止するため、次の措置をとる。

ア 火気の使用を停止し、状況に応じ保安関係以外の電源を切断する。

イ 時間的余裕のある場合においては、貯蔵火薬類を他地域に搬送する。

ウ 搬送経路が危険であるか、又は搬送する時間的余裕のない場合においては、火薬類を水中に沈める等の措置を講ずる。

エ 火薬庫入口、窓等を完全に密閉し、木部には防火の措置を講ずる。

オ 災害の状況により、周辺住民の避難を必要と認めるときは、次の措置を講ずる。

(ア) 災害による避難について、町民に周知する。

(イ) 当該施設の従業員についても応急対策要員を除き、避難の措置を行う。

カ 吸湿、変質、不発、半爆等のため著しく原性能若しくは原型を失った火薬類又は著しく安定度に異常を呈した火薬類は、廃棄する。

キ 火薬庫が近隣の火災等により危険な状態となり、又は火薬類が煙若しくは異臭を発生し、その安定度に異常を呈したときは、直ちにその旨を警察官、消防職員・団員に通報する。

(2) 町本部長

町本部長は、火薬類保管施設管理者及び防災関係機関と連携を図りながら、【震災・津波対策編 第2章 第8節 消防活動計画】に定めるところにより対処する。

第4 高圧ガス

1 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
町本部長 消防機関 県本部長 高圧ガス保管施設責任者	1 被災状況の把握 2 災害の発生又は拡大防止のための応急措置 3 消火薬剤等の整備

(町本部の担当)

部	班	担当業務
消防防災部 (山田消防署)	消防防災班	1 被害把握 2 関係機関への通報 3 被害の拡大防止措置 4 火災警戒区域の設定

2 実施要領

(1) 高圧ガス保管施設責任者

① 被害状況の把握と連絡

高圧ガス保管施設責任者は、災害発生後、直ちに、町本部長、消防機関等に通報するとともに、被害状況、応急対策の活動状況等について、随時連絡する。

② 応急措置

高圧ガス保管施設責任者は、災害の発生及び拡大を防止するため、次の措置をとる。

ア 火気の使用を停止し、状況に応じ保安関係以外の電源を切断する。

イ 高圧ガス保管施設が危険な状態となったときは、直ちに製造、消費等の作業を中止し、施設内のガスを安全な場所に移し、又は大気中に安全に放出し、この作業のために必要な作業員以外の者を退避させる。

ウ 充填容器等を安全な場所に移す。

エ 災害の状況により、周辺住民の避難を必要と認めるときは次の措置を講ずる。

(ア) 災害による避難について、町民に周知する。

(イ) 当該施設の従業員についても応急対策要員を除き、避難の措置を行う。

オ 充填容器等が外傷又は火災を受けたときは、充填されている高圧ガスを規定の方法により放出し、又は、その充填容器とともに、損害が他に及ぼすおそれのない水中に沈め、若しくは地中に埋める。

カ 高圧ガス保管施設又は充填容器が危険な状態となったときは、直ちにその旨を警

察官、消防職員・団員に通報する。

(2) 町本部長

町本部長は、高圧ガス保管施設管理者及び防災関係機関と連携を図りながら、【震災・津波対策編 第2章 第8節 消防活動計画】に定めるところにより対処する。

第5 毒物・劇物

1 実施機関（責任者）

実 施 機 関	担 当 業 務
町本部長 消防機関 県本部長 毒物・劇物保管施設責任者	1 被災状況の把握 2 災害の発生又は拡大防止のための応急措置 3 消火薬剤等の整備

(町本部の担当)

部	班	担 当 業 務
消防防災部 (山田消防署)	消防防災班	1 被害把握 2 関係機関への通報 3 被害の拡大防止措置 4 火災警戒区域の設定

2 実施要領

(1) 毒物・劇物保管施設責任者

① 被害状況の把握と連絡

毒物・劇物保管施設責任者は、災害発生後、直ちに、町本部長、消防機関等に通報するとともに、被害状況、応急対策の活動状況等について、随時、連絡する。

② 応急措置

ア 毒物・劇物保管施設責任者は、災害の発生及び拡大を防止するため、次の措置をとる。

(ア) タンク破壊等による漏洩した毒物・劇物が流出、拡散しないよう防止措置をとる。

(イ) 従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。

イ 毒物・劇物保管施設責任者は、災害が発生し、事業所の周辺に被害を及ぼすおそれが生じた場合は、周辺住民に対し、災害の状況、避難の必要性等に関する情報を提供する。

(2) 町本部長

① 町本部長は、毒物・劇物保管施設管理者及び防災関係機関と連携を図りながら、火災に際しては、【震災・津波対策編 第2章 第8節 消防活動計画】に定めるところにより対処するとともに、毒物・劇物による汚染区域の拡大防止のために必要な措置を行う。

② 町本部長は、災害の態様に応じて、警戒区域の設定、広報、避難の指示等の措置を行う。

第5章 原子力災害対策計画

第1節 総 則

第1 計画の目的

原子力発電所事故による放射線対策を想定する場合には、事故が発生した原子力発電所と本町との位置関係が極めて重要なファクターとなる。そこで、既存の原子力発電所との位置関係を整理する。

東北電力所管の原子力発電所は、青森県の東通（ひがしどおり）原子力発電所と宮城県の女川原子力発電所の2箇所であるが、それぞれの原子力発電所から見て本町の位置は、東通原子力発電所が200km圏内、女川原子力発電所が150km圏内となっており、また、青森県六ヶ所村にある原子燃料サイクル施設等も本町から200km圏内となっているため、重大な影響がでる可能性は低いものといえる。

300km圏内には、福島第1・第2原子力発電所があり、その他はすべて300km圏外となっている。

しかしながら、放射性物質の降下量は、天候や風向きによって大きく左右されることから、前述の原子力発電所において事故が発生した場合には、早急な対策が必要となってくる可能性がある。

このことを踏まえ、町土並びに町民の生命、身体及び財産を原子力災害（原災法第2条第1号に定めるものをいい、当該災害が生ずる蓋然性を含む。以下同じ。）から保護するため町が策定した計画に基づき、関係機関が、それぞれ全機能を有効に発揮し、相互に協力して防災の万全を期するために必要な災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する事項を定めるものである。

なお、この計画に定めのない事項については、「山田町地域防災計画」（第1～3編及び第4編第1～4章）の定めるところによる。

第2 計画において尊重すべき指針

原子力災害対策における専門的・技術的事項については、原子力災害対策指針による。

第3 防災関係機関の責務及び業務の大綱

1 防災関係機関の責務

(1) 県

県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護するため、国、関係機関及び他の地方公共団体の協力

を得て、防災に関する計画を作成し、これを実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務を支援し、かつ、その総合調整を行う。

(2) 町

町は、基礎的な地方公共団体として、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災に関する計画を作成し、これを実施する。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び町の活動が円滑に行われるよう、勧告、指導、助言等を行う。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性及び公益性に鑑み、防災に関する計画を作成し、これを実施するとともに、県及び町の活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

(5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には災害応急措置を実施するとともに、町その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

(6) 原子力事業者

原子力事業者は、原災法第3条の規定に基づき、原子力災害の発生の防止に関し万全の措置を講ずるとともに、原子力災害の拡大の防止及び原子力災害の復旧に関し、誠意をもって必要な措置を講ずる。また、県、町その他の防災関係機関の活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

2 防災関係機関の業務の大綱

(1) 県、町、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

【総則編 第2章 第2節 防災関係機関の業務の大綱】に定めるところによる。

(2) 原子力事業者

機 関 名	業 務 の 大 綱
東北電力(株) 日本原燃(株)	1 原子力災害の発生の防止に関する措置に関すること。 2 原子力災害の拡大の防止及び原子力災害の復旧に関すること。 3 この計画に基づき、県、町その他の防災関係機関が実施する対策への協力に関すること。

第4 災害の想定

1 災害の想定

(1) 原子力事業所内

本県は、原子力事業所が立地しておらず、原子力災害対策指針に示す「原子力災害

対策を重点的に実施すべき地域」にも該当しないところである。

こうした状況を踏まえ、原子力事業所における原子力災害の想定は、隣接県に立地する原子力事業所において、次に掲げる事象が発生したときとする。

- ① 原子力災害対策指針に示された警戒事態に該当する事象等（以下「警戒事象」という。）が発生したとき。
- ② 原災法第10条第1項に規定する事象（以下「特定事象」という。）が発生したとき。
- ③ 原災法第15条第1項各号のいずれかに該当し原子力緊急事態（以下「原子力緊急事態」という。）が発生したとき。

(2) 原子力事業所外

原子力事業所外における原子力災害の想定は、県内での核燃料物質等の運搬中の事故（以下「事業所外運搬事故」という。）により特定事象又は原子力緊急事態が発生したときとする。

2 隣接県に立地する原子力事業所

隣接県に立地する原子力事業所は、次のとおりである。

事業者名	事業所名	所在地	P A Z ※1	U P Z ※2
東北電力(株)	東通原子力発電所	青森県下北郡 東通村	東通村	東通村、むつ市、 横浜町、六ヶ所 村、野辺地町
	女川原子力発電所	宮城県牡鹿郡 女川町及び石 巻市	女川町、 石巻市	女川町、石巻市、 登米市、東松島 市、涌谷町、美 里町、南三陸町
日本原燃(株)	原子燃料サイクル施設等 ・ウラン濃縮工場 ・再処理工場 ・低レベル放射性廃棄物埋 設センター ・高レベル放射性廃棄物貯 蔵管理センター	青森県上北郡 六ヶ所村	—	六ヶ所村

※1 P A Z : Precautionary Action Zone

- ・ 原子力施設から概ね半径5 km 圏内（発電用原子炉の場合）。
- ・ 放射性物質が放出される前の段階から予防的に避難を行う。

※2 U P Z : Urgent Protective Action Planning Zone

- ・ 全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階において、住民の屋内退避を実施。
- ・ 放射性物質の放出後、原子力災害対策本部が緊急時モニタリングの結果に基づき空間放射線量率が一定値以上となる区域を特定し、同本部長（総理大臣）の指示を受け一時移転等を実施。

第2節 災害予防計画

第1 防災知識普及計画

【総務課、学校教育課】

1 基本方針

県、町その他の防災関係機関は、職員に対して防災教育を実施するとともに、広く住民等に対して防災知識の普及に努める。

なお、防災知識の普及を図る際には、放射線、放射性物質、原子力災害の特殊性を十分に踏まえるとともに、高齢者、障がい者等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制の整備を図る。

また、被災時に性別によるニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティ（LGBT等）の視点にも配慮することに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

2 防災知識の普及

(1) 防災知識普及計画の作成

防災関係機関は、その所掌する防災業務に関する事項について、毎年度、年度当初において防災知識普及計画を作成し、その積極的な実施を図る。

(2) 職員に対する防災教育

防災関係機関は、職員に対し、原子力災害時における適正な判断力を養成し、円滑な防災活動に資するため、講習会、研修会若しくは検討会等を開催し、又は防災関係資料を配布して、防災教育の普及徹底を図る。

防災教育は、次の事項に重点を置いて実施する。

- ① 防災対策及び原子力災害対策関連法令
- ② 防災対策、防災組織その他防災活動に関する事項
- ③ 放射性物質、放射線の特性に関する事項
- ④ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関する事項
- ⑤ 原子力事業所の概要及び施設・設備に関する知識
- ⑥ 原子力災害とその特性に関する事項
- ⑦ 町民に対する防災知識の普及方法
- ⑧ 災害時における業務分担の確認

(3) 町民等に対する防災知識の普及

- ① 防災関係機関は、次の方法等を利用して、町民等に対する防災知識の普及に努める。

- ア 講習会、研修会、講演会、展示会等の開催
- イ インターネット、広報紙の活用
- ウ 新聞、テレビ、ラジオ等各種報道媒体の活用
- エ 防災関係資料の作成、配布
- オ 防災映画、ビデオ、スライド等の制作、上映、貸出し

- ② 防災知識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する。

- ア 地域防災計画並びに各防災関係機関及び原子力事業者の防災体制の概要
- イ 避難のための立ち退き又は屋内への退避指示の意味及び内容

- ウ 放射性物質及び放射線の特性並びに原子力災害とその特殊性に関する事項
- エ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関する事項
- オ 原子力事業所の概要及び施設・設備に関する知識（各原子力事業所におけるP A Z及びU P Zを含む市町村の名称を含む）
- カ 平常時における心得

- ① 避難路、避難場所等を確認する。
- ② 原子力事業所のP A Z及びU P Z圏内の地域を訪問する予定がある場合は、あらかじめ当該市町村の避難計画を確認する。
- ③ 原子力事業所のU P Zを含む市町村と生活圏や経済圏を共有している場合は、あらかじめ当該市町村の避難計画を確認する。
- ④ 最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等、紙類等の備蓄及び非常持出品（救急箱、お薬手帳、薬、体温計、眼鏡、マスク、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備を行う。
- ⑤ いざというときの対処方法を検討する。
- ⑥ 防災訓練等へ積極的に参加する。
- ⑦ 災害時の家族内の連絡方法や避難の仕方を決めておく。
- ⑧ 愛玩動物との同行避難や指定避難所での飼養の方法を決めておく。

キ 災害時における心得、避難誘導

- ① 所在（居住又は滞在）する自治体等から災害情報や避難情報を収集する。
- ② 所在（居住又は滞在）する自治体による防災対策に従う。

ク 電気通信事業者は災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等

(4) 児童、生徒等に対する教育

県及び町は、児童、生徒等に対し、防災教育を実施するとともに、教職員、父母等に対し、原子力災害時における避難等の防災に関する心得及び知識の普及を図る。

(5) 相談体制の整備等

県及び町は、町民等からの相談、問合せに対応できるよう、対応窓口を明確化するなど、相談体制の整備を図る。

第2 防災訓練計画

【総務課、消防防災課】

1 基本方針

県、町その他の防災関係機関は、次の目的のために、その所掌する事務又は業務に応じた防災訓練を、単独又は合同して、毎年度、計画的に実施する。

- (1) 職員の防災に対する実務の習熟と実践的能力の醸成
- (2) 県、町その他の防災関係機関及び原子力事業者の間の連絡体制・協力体制の確立
- (3) 地域住民等に対する防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚

2 実施方法

町は、県が主催する、原災法第28条第1項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法に基づき、県が主催者及び実施者となり、原子力事業者の参加を得て実施する防災訓練に参加する。この防災訓練は、具体的な災害想定に基づき、より実践的な内容となるように企画されたものであり、図上訓練又は実動訓練により実施される。

第3 情報の収集・伝達連絡及び通信確保計画

【総務課】

1 基本方針

- (1) 県は、原子力災害発生時における情報の収集、伝達及び連絡を確実にを行うため、原子力事業者との連絡体制をあらかじめ整備するとともに、国、関係機関、関係都道府県、町その他の防災関係機関との情報収集・連絡体制の明確化を図る。
- (2) 県、町その他の防災関係機関及び原子力事業者は、原子力災害時における通信を確保するため、災害時においても通信が途絶しないよう、通信施設・設備の被災が想定されない場所への設置、耐震化、耐浪化及びサブシステム化並びに代替通信手段の確保に努める。
また、通信施設等が損壊した場合に備え、迅速に応急復旧ができるよう要員及び資機材の確保体制を整備する。

2 通報連絡体制の整備

町は、原子力事業所において原子力災害が発生した場合に、県からの通報・連絡を確実に受けるために、県との通報連絡体制を整備する。

3 通信施設・設備の整備等

県、町その他の防災関係機関は、平常時から緊急時の情報通信手段の確保に努める。

4 町民等への情報伝達手段の整備

県及び町は、町民、事業者等に対し、正確かつ分かりやすい情報を迅速かつ確実に伝達することができるよう、防災関係機関と連携し、町民等への情報伝達手段の整備を図る。
情報伝達手段の整備に当たっては、町防災行政無線のほか、携帯端末の緊急速報メール機能やLアラート（災害情報共有システム）の活用など、伝達手段の多重化・多様化を図る。

第4 モニタリング計画

【町民課、総務課】

1 基本方針

- (1) 県は、県内の空間線量率の状況並びに県内で販売される流通食品及び生産・収穫される農林水産物の放射性物質濃度の状況を把握するため、平常時からモニタリング体制を整備し、モニタリングを実施する。
- (2) 町は、県が実施するモニタリングに協力するとともに、緊急時における町独自の空間放射線量の測定を実施できるよう、測定体制の整備を図る。

2 モニタリング体制の整備等

- (1) 県は、平常時及び原子力災害発生時等の緊急時におけるモニタリングを実施するため、モニタリングポスト、サーベイメータ、ゲルマニウム半導体検出器などの必要な機器（以下「モニタリング機器」という。）の整備に努める。
- (2) 県は、モニタリングを適切に行うことができるよう、必要な職員の育成に努めるとともに、モニタリング機器の故障その他の事態に備え、県に代わってモニタリングの実施が可能な外部機関等をあらかじめ把握しておくものとする。
- (3) 町は、県が実施するモニタリングに協力するとともに、緊急時における町独自の空間放射線量の測定を実施できるよう、測定機器の整備に努める。

3 平常時モニタリングの実施等

(1) 平常時モニタリングの実施

県は、平常時より、県内の空間線量率の状況並びに県内で販売される流通食品及び生産・収穫される主要な農林水産物の放射性物質濃度の定期的なモニタリングを行う。この場合において、県は、町その他の関係機関と連携・調整し、毎年度、対象物、試料採取地域等を定めて行う。

(2) モニタリング結果の公表

県は、モニタリングの結果を、県ホームページへの掲示や報道機関への情報提供などにより、速やかに公表するとともに、町その他の関係機関に情報を提供する。

第5 避難対策計画

【総務課、消防防災課、消防団、長寿福祉課、健康子ども課、学校教育課】

1 基本方針

- (1) 町は、原子力災害から町民の生命、財産を守り、防護対策を確実に実施するため、原子力事業所からの距離その他の地理的条件を踏まえ、必要に応じ、避難計画を作成し、町民への周知徹底を図る。
- (2) 学校、要配慮者利用施設等の管理者は、施設内にいる者の防護対策を迅速、確実にを行うため、原子力事業所からの距離その他の地理的条件等を踏まえ、必要に応じ、避難計画を作成し、その周知徹底を図る。
- (3) 町、学校、要配慮者利用施設等の管理者は、避難計画の作成、指定避難所の確保等に当たっては、原子力災害対策指針に示す防護対策及び原子力災害の特殊性を踏まえる。
- (4) 県及び原子力事業者は、町等が行う避難計画の作成を支援する。

2 避難計画の作成

(1) 町の避難計画

- ① 町は、原子力事業所からの距離その他の地理的条件を踏まえ、必要に応じ、避難計画を作成する。
- ② 避難計画は、国より原災法第15条第3項の規定による避難のための立ち退き又は屋内への退避指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項の指示があった場合を想定し、避難のための立ち退き又は屋内への退避指示の住民への伝達方法、避難誘導方法、屋内退避方法その他必要な事項を定める。
- ③ 避難計画作成及び指定避難所（受入施設）の指定に当たっては、原子力災害対策指針に示す防護対策並びに指定避難所として指定する施設の管理者その他の関係機関等との協議を踏まえると同時に、風向等の気象条件により指定避難所が使用できなくなる場合やコンクリート建屋の遮へい効果による外部被ばくの低減など、原子力災害の特殊性を十分に考慮する。
- ④ 避難計画作成においては、【震災・津波対策編 第1章 第5節 第3 避難計画の策定】を参照する。

(2) 学校、要配慮者利用施設等における避難計画

- ① 学校、要配慮者利用施設、事業所、観光施設など多数の者が出入りし、勤務し、又は居住している施設の管理者は、原子力事業所からの距離その他の地理的条件及び町の避難計画の作成状況を踏まえ、必要に応じ、避難計画を作成する。
- ② 避難計画は、町長に対し、国より原災法第15条第3項の規定による避難のための立ち退き又は屋内への退避指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項

の指示があった場合を想定し、施設内にいる者の避難のための立ち退き又は屋内への退避を迅速、確実に行うために必要な事項を定め、関係職員等に周知徹底を図る。

- ③ 避難計画作成においては、【震災・津波対策編 第1章 第5節 第3 避難計画の策定】を参照する。

- (3) 広域避難及び広域一時滞在

【震災・津波対策編 第1章 第5節 第3 5 広域避難及び広域一時滞在】を準用する。

3 指定避難所等の整備

【震災・津波対策編 第1章 第5節 第2 指定緊急避難場所及び指定避難所等の整備等】を準用する。

4 避難に関する広報

県及び町は、住民が的確な避難行動をとることができるよう、平常時から、指定避難所、避難経路、屋内退避方法等を示した防災マップ、広報紙、パンフレット等の活用、講習会、避難防災訓練の実施など、あらゆる機会を利用して、避難に関する広報活動を行い、住民に対する周知徹底を図る。

- (1) 防護・避難行動に関する事項

- ① 平常時における避難の心得
- ② 避難、屋内退避指示の伝達方法
- ③ 避難、屋内退避の方法
- ④ 避難後の心得

- (2) 指定避難所に関する事項

- ① 指定避難所の名称及び所在地
- ② 指定避難所への経路

- (3) 災害に関する事項

- ① 原子力災害に関する基礎知識
- ② 放射線、放射性物質等に関する基礎知識

第6 医療・保健計画

【健康子ども課】

1 基本方針

県及び町は、健康相談の実施、原子力災害発生時における医療機関等との連携体制の構築など、あらかじめ必要な体制の構築に努める。

2 医療・精神医療・保健活動体制の整備

- (1) 相談体制の整備

県及び町は、健康、医療等に係る住民等からの相談、問合せに対応できるよう、対応窓口を明確化するなど、相談体制の整備を図る。

- (2) 避難退域時検査等実施体制の整備

- ① 県は、県外等からの避難者等に対する身体の避難退域時検査及び簡易除染の実施が必要な場合を想定し、必要な資機材の確保、国、医療機関その他の関係機関との連携体制の構築に努め、町との情報共有を図る。
- ② 町は、県外等からの避難者等に対する身体の避難退域時検査及び簡易除染の実施が可能な指定避難所その他の施設の確保に努める。

第3節 災害応急対策計画

第1 活動体制計画

1 基本方針

- (1) 県、町その他の防災関係機関は、原子力災害の発生による影響が本県に及ぶ場合又は及ぶおそれがある場合において、各自の行うべき緊急事態応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ、その組織体制及び動員体制について、計画を定める。
- (2) 職員の動員計画においては、夜間、休日等の勤務時間外における災害の発生に当たっても、職員を確保できるよう配慮する。
- (3) 緊急事態応急対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、県、町その他の防災関係機関、原子力事業者は、あらかじめ連絡調整窓口、連絡方法等を確認するとともに、連絡調整のための職員を相互に派遣することなどにより情報共有を図るなど、相互の連携を強化し、応援協力体制の整備を図る。
- (4) 県及び町は、退職者や民間人材等の活用も含め、緊急事態応急対策の実施に必要な人材の確保に努める。
- (5) 県及び町は、円滑な緊急事態応急対策の実施のため、必要に応じ、外部の専門家等の意見・支援を活用する。
- (6) 町は、被ばくの可能性のある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のための防災資機材をあらかじめ整備するものとする。

2 町の活動体制

- (1) 町は、隣接県に立地する原子力事業所における特定事象又は原子力緊急事態の発生による影響が町の地域に及ぶ場合又は及ぶおそれがある場合、及び原子力緊急事態宣言に掲げる緊急事態応急対策を実施すべき区域に町の区域が含まれる場合においては、第一次的に緊急事態応急対策を実施する機関として、法令、県計画及び町計画の定めるところにより、県その他の防災関係機関との連携のもとに、緊急事態応急対策を実施するものとし、このための組織、配備体制及び職員の動員計画を定める。
- (2) 町本部の設置基準、配備体制の種別及び基準は、県計画に準ずる。
- (3) 町本部長は、緊急事態応急対策の迅速かつ的確な実施等に必要があると認めるときは、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。この場合において、町本部長は、県本部長に対し、当該職員派遣に係るあつせんを求めることができる。

3 防災関係機関の活動体制

- (1) 防災関係機関は、隣接県に立地する原子力事業所における特定事象又は原子力緊急事態の発生による影響が県の地域に及ぶ場合又は及ぶおそれがある場合においては、法令、防災業務計画及び県計画の定めるところにより、その所管する緊急事態応急対策を実施する。
- (2) 防災関係機関は、所管する緊急事態応急対策を実施するため、必要な組織を整備するとともに、緊急事態応急対策の実施に当たっては、県、町との連携を図る。

- (3) 防災関係機関は、緊急事態応急対策が実施される現場において、現地関係機関の活動を円滑に推進するため、必要に応じ、現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関相互の連絡調整を図る。
- (4) 防災関係機関は、その活動に当たって、職員の安全確保に十分に配慮するとともに、こころのケア対策に努めるものとし、必要に応じ、国等に対し、精神科医又は災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の派遣を要請する。

第2 特定事象発生情報等の伝達計画

1 基本方針

- (1) 原子力事業所における警戒事象又は原子力緊急事態の発生情報及び原子力緊急事態宣言（当該宣言に掲げる緊急事態応急対策を実施すべき区域に隣接県又は本県の区域が含まれるものに限る。以下、本項及び第4項中「特定事象発生情報等」という。）並びに原災法第15条第3項の規定による内閣総理大臣の指示及び第20条第3項の規定による原子力災害対策本部長（原災法第17条第1項に規定する者をいう。以下同じ。）の指示（以下、本節及び第4項中内閣総理大臣等による指示」という。）に係る伝達、通報を、迅速かつ確実に実施する。
- (2) 通信設備が被災した場合においても、特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示を関係機関、町民等に伝達できるよう、通信手段の複数化に努める。

2 実施機関（責任者）

実施機関	活動の内容
県本部長	1 特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示の町等に対する伝達
町本部長	1 特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示の周知
釜石海上保安部	1 特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示の船舶への周知
報道機関	1 特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示の放送
原子力事業者	1 特定事象発生情報等の県への通報

（町本部の担当）

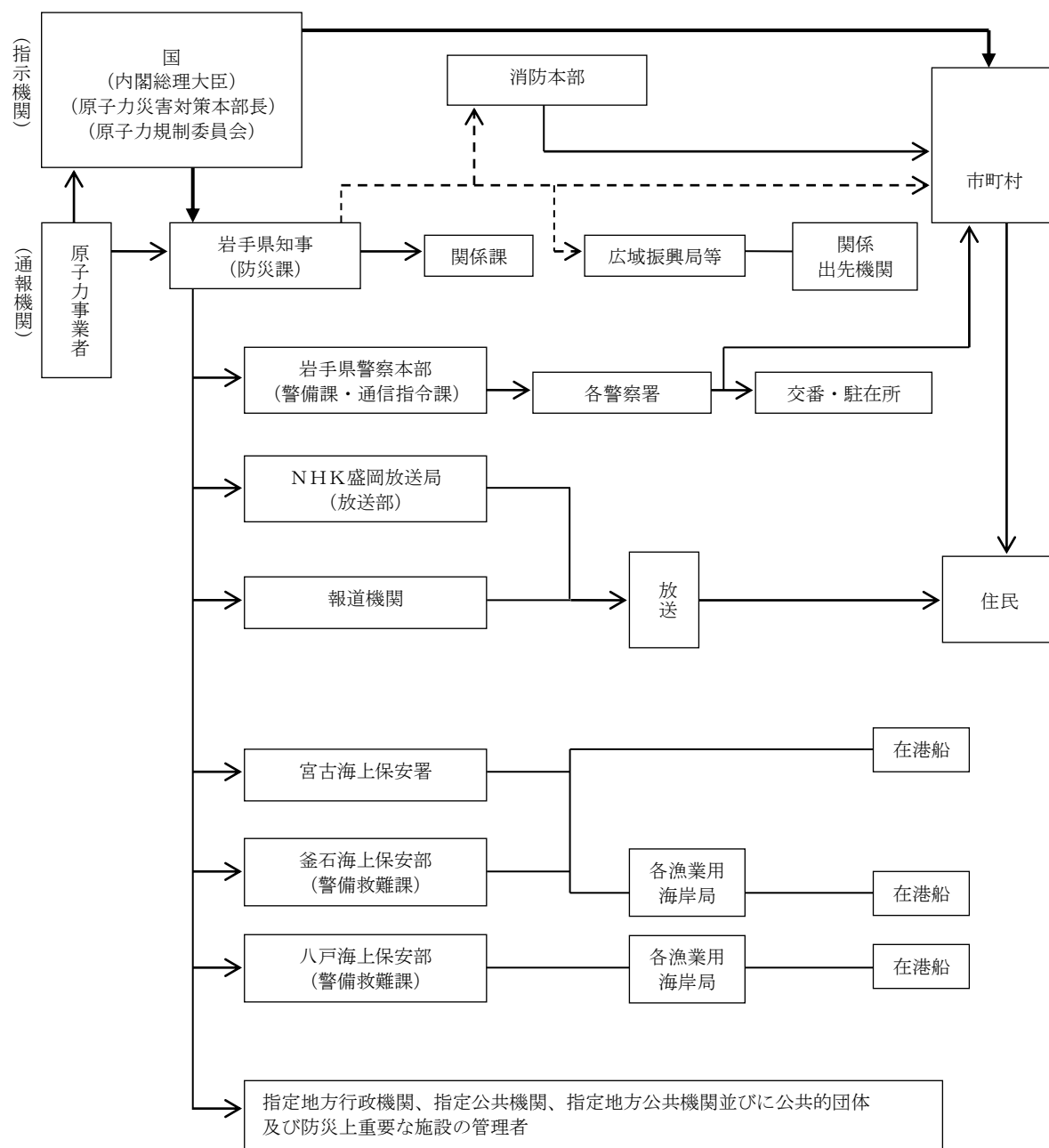
部	班	担 当 業 務
総務部 消防防災部	第2庶務班 消防防災班	1 特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示の周知

3 実施要領

(1) 伝達系統

特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示の通報機関及び伝達系統は、特定事象発生情報等伝達系統図は次のとおりである。

【特定事象発生情報等伝達系統図】



(注) 1 **————→** は、原災法の規定による内閣総理大臣等による指示

2 **-----** は、総合防災情報ネットワーク及び防災行政無線

(2) 町の措置

- ① 町本部長は、特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示を受領した場合は、直ちに、その内容を関係機関に通知するとともに、地域内の町民、団体等に対して広報を行う。
- ② 町本部長は、あらかじめ、通知先の機関及び通知方法を定める。
- ③ 特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示の受領後においては、ラジオ、テレビ等の報道内容に注意するとともに、地方支部及び関係機関との連絡を密にするなど、的確な情報の把握に努める。
- ④ 町本部長は、同報系防災行政無線の整備等により、町民、団体等に対する特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示の伝達手段の確保に努める。
- ⑤ 特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示の広報は、おおむね、次の方法による。
 - ア 防災行政無線
 - イ 電話
 - ウ 広報車
 - エ サイレン及び警鐘
 - オ 緊急速報メール
 - カ 自主防災組織等の広報活動
 - キ ソーシャルメディア
 - ク Lアラート（災害情報共有システム）

(3) 防災関係機関の措置

- ① 釜石海上保安部
通報又は通知を受領した場合は、航行中及び入港中の船舶に対して周知を図る。
- ② 放送事業者
ラジオ放送においては番組を利用し、また、緊急の場合は番組を中断し、テレビ放送においては字幕・スーパー等により放送する。
- ③ その他の防災関係機関
それぞれの所管事務に応じて、関係団体等に通知する。

第3 情報の収集・伝達及び通信情報計画

1 基本方針

(1) 情報の収集・伝達

県、町その他の防災関係機関は、災害時における緊急事態応急対策を円滑かつ的確に実施するため、次に掲げる事項に留意し、災害情報の収集及び伝達を行う。

- ① 災害情報の収集、伝達に当たっては、防災関係機関と密接に連携を図る。
- ② 災害により、通信施設等が被災した場合においても、災害情報を関係機関に伝達できるよう、通信手段の複数化を図る。
- ③ 緊急事態応急対策の実施に当たっての重要な情報をあらかじめ選定し、その情報を優先的に収集、伝達する。

(2) 通信情報

県、町その他の防災関係機関は、通信施設・設備の被災状況及び通信状況を把握し、

通信連絡系統・通信手段の確保を図るとともに、通信施設等が損壊した場合においては、代替通信手段の確保及び迅速な応急復旧に努める。

2 情報の収集・伝達実施機関（責任者）

【震災・津波対策編 第2章 第5節 第2 実施機関（責任者）】を準用する。

3 情報の収集・伝達実施要領

(1) 災害情報の収集、報告

町本部長は、県と連携し情報の把握に努めるとともに、県本部長から伝達された情報を関係機関等に周知する。

上記のほか、【震災・津波対策編 第2章 第5節 第3 1 災害情報の収集、報告】に定める方法等に準じて、災害情報の収集・報告を行う。

(2) 災害情報収集の優先順位、災害情報の報告要領

【震災・津波対策編 第2章 第5節 第3 2 災害情報収集の優先順位、及び3 災害情報の報告要領】を準用する。

4 電気通信設備等の利用

【震災・津波対策編 第2章 第4節 第2 実施要領】を準用する。

第4 町民等への情報提供・広報広聴計画

1 基本方針

(1) 町民等への情報提供

県及び町は、相互に連携し、また、報道機関、情報通信事業者等の協力を得て、町民、事業者等に対し、正確かつ分かりやすい情報を適時に提供する。

(2) 広報広聴

- ① 災害時における人心の安定を図るとともに、災害救助に対する協力及び復興への意欲を喚起し、緊急事態応急対策を推進するために、広報広聴活動を実施する。
- ② 防災関係機関が広報活動を行うに当たっては、関係機関との密接な連携協力のもとに行うものとし、情報の混乱や誤報、遅延等の防止に努める。
- ③ 報道機関は、各防災関係機関からの災害広報の要請に対して、積極的に協力するものとし、防災関係機関においても、報道機関に対して、資料の提供及び災害報道のための取材活動について積極的に協力する。
- ④ 情報通信事業者は、広報手段に関する最新の技術、サービス等に関する情報を提供する等、災害広報の実施者の広報活動への協力に努める。
- ⑤ 広報活動に当たっては、あらかじめ、町民等の必要とする情報を選定の上、その優先順位を定める。その際、特に要配慮者への配慮をする。
- ⑥ 広聴活動に当たっては、相談窓口等の明確化を図り、町民等の相談、要望等を広く聴取する。その際、特に要配慮者への配慮をする。

2 町民等への情報提供

町は、県から町民等に対し情報提供を行う旨の通知を受けたときは、町民等に対し、同

様の内容により情報提供を行う。

町民等への情報提供は、次の方法によるほか、携帯端末の緊急速報メール機能など、多様な手段を活用する。その際、特に要配慮者への配慮をする。

- (1) 防災行政無線
- (2) 電話
- (3) 広報車
- (4) サイレン及び警鐘
- (5) 緊急速報メール
- (6) 自主防災組織等の広報活動
- (7) ソーシャルメディア
- (8) Lアラート（災害情報共有システム）

3 広報広聴

【震災・津波対策編 第2章 第6節 広報広聴計画】を準用する。なお、各実施機関においては、特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示の概要及び災害の発生状況について、広報広聴を実施する。

第5 緊急時モニタリング計画

1 基本方針

- (1) 県は、原子力災害が発生したときは、県内の環境への影響及び県内で販売される流通食品、県内で生産・収穫される農林水産物等、水道水その他必要と認められるものの放射性物質濃度の状況を把握するため、緊急にモニタリングを実施する。
- (2) 町は、県が実施するモニタリングに協力する。
- (3) 県は、モニタリングの結果を町その他の防災関係機関に情報提供するとともに、速やかに公表する。
- (4) 県は、モニタリングの結果、国が定める飲食物の摂取及び出荷制限に関する指標を超過するものがあるときは、その摂取、出荷等の自粛の要請その他の必要な措置を講じるとともに、摂取、出荷等の自粛の要請を継続する状態が解消されたと認められる場合等にあつては、その要請を解除する。

2 実施機関（責任者）

実 施 機 関	担 当 業 務
町本部長	1 放射能対策全般

（町本部の担当）

部	班	担 当 業 務
町民部等	衛生班	1 放射能対策全般（町民部） 2 施設担当部署等との連絡調整及び空間線量測定の実施体制の確立（町民部） 3 空間線量測定の実施（各施設担当課）

3 実施要領

(1) 環境のモニタリング

- ① 県は、災害警戒本部を設置した場合は、設置以後、県が設置するモニタリングポストにより、空間線量率のモニタリングを強化し、実施する。災害警戒本部及び災害特別警戒本部を廃止したときは、モニタリング計画に定めるモニタリングに移行する。
- ② 県は、災害対策本部を設置した場合は、設置以後、空間線量率のモニタリングに加え、次に掲げるものの放射性物質濃度のモニタリングを実施する。
 - ア 降下物
 - イ 水道水
- ③ 県は、空間線量率、降下物及び水道水のモニタリングに関し、国から指示又は要請があったときは、その指示又は要請に従って実施する。
- ④ 県は、モニタリングの結果を、県ホームページへの掲示や報道機関への情報提供などにより、速やかに公表するとともに、町その他の関係機関に情報を提供する。
- ⑤ 町は、県から情報の提供を受けた場合、町のホームページ等を活用し、速やかに公表する。

(2) 農林水産物等のモニタリング

- ① 県は、災害対策本部を設置した場合は、設置以後、次に掲げる農林水産物等（以下、本節中「農林水産物等」という。）の放射性物質濃度のモニタリングを実施する。
 ただし、次に掲げる給食食材にあつては、給食を提供する学校等の設置主体（県、町等）がモニタリングを実施する。
 - ア 農林水産物（県内で生産・収穫・漁獲されたものをいう。）
 - イ 粗飼料
 - ウ 堆肥
 - エ 農用地土壌
 - オ 流通食品（消費者向けに県内で販売の用に供する食品をいう。）
 - カ 給食食材（学校給食等に使用する食材のうち、農家等から直接仕入れた農産物等をいう。）
- ② 農林水産物等のモニタリングは、原子力災害が発生した原子力事業所の位置、原子力緊急事態宣言に掲げる緊急事態応急対策を実施すべき区域に含まれる本県又は隣接県の区域、空間線量率のモニタリング結果その他の条件を勘案し、対象物、試料採取地域等を定めて実施する。
- ③ 県は、農林水産物等のモニタリングに関し、国から指示又は要請があったときは、その指示又は要請に従って実施する。
- ④ 町は、県が実施するモニタリングに協力する。
- ⑤ 県は、モニタリングの結果を、町その他の関係機関に情報を提供するとともに、県ホームページへの掲示や報道機関への情報提供などにより、速やかに公表する。
- ⑥ 町は、県から情報の提供を受けた場合、町のホームページ等を活用し、速やかに公表する。

(3) 公共施設等のモニタリング

- ① 県は、災害対策本部を設置以後、空間線量率のモニタリング結果その他の状況から判断し、学校、医療・福祉施設、公園、庁舎その他の不特定多数の者が利用する施設について、空間線量率のモニタリングが必要と認めるときは、その設置者又は管理者に対し、モニタリングの実施及びモニタリング結果の公表を要請する。

② 不特定多数の者が利用する施設の設置者又は管理者は、県の要請があったときは、モニタリングの実施及びモニタリング結果の公表に努める。

③ 町は、放射線の影響を受けやすいとされる子どもの健康を重視する観点から、学校などの教育施設等における測定を実施する。

また、不特定多数の町民が利用する可能性のある各地区の集会施設等についても、測定を実施するものとする。

測定に用いる機器は、町が所有する測定機器や沿岸広域振興局及び教育事務所に配備されている測定機器を活用するものとする。

測定した空間放射線量については、必要に応じて速やかに公表する。公表には、町のホームページ等を活用する。

(4) その他のモニタリング

県は、(1)～(3)までに掲げるモニタリングのほか、空間線量率のモニタリング結果その他の状況から判断し、空間線量率又は放射性物質濃度のモニタリングの実施が必要な対象物があると認めるときは、対象物の設置者又は管理者に対し、モニタリングの実施及びモニタリング結果の公表を要請する。

当該対象物の設置者又は管理者は、県の要請があったときは、モニタリングの実施及びモニタリング結果の公表に努める。

4 指標を超過したものに対する措置及び措置の解除

(1) 県は、モニタリングの結果、国が定める飲食物の摂取及び出荷制限に関する指標を超過するものがあるときは、関係事業者等に対し、当該指標を超過したものの利用、摂取、出荷その他の行為の自粛、制限等を要請する。

(2) 県は、利用、摂取、出荷その他の行為の自粛、制限等を要請した場合において、継続的なモニタリングを実施し、要請を継続する状態が解消されたと認めるときは、当該要請を解除する。

(3) 県は、利用、摂取、出荷その他の行為の自粛、制限等の要請及び当該要請の解除に当たっては、国の指導、助言及び指示により行う。

第6 避難・影響回避計画

1 基本方針

(1) 町民等の生命、身体の安全を確保するため、原子力災害が発生し、原災法第15条第3項の規定により、国から原災法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第60条第1項及び第5項の規定による避難のための立ち退き又は屋内への退避指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項の指示（以下、本節中「内閣総理大臣指示」という。）があった場合には、迅速かつ的確に町民に伝達し、避難誘導等を実施する。特に、避難行動に時間を要する避難行動要支援者については、避難支援等関係者の安全を確保しながら、避難誘導等を行う。

(2) 原子力災害が発生した場合には、町民等が正しい情報に基づき行動するよう、適時に注意喚起を行う。

(3) 町内外の避難者等の避難生活の場を確保するため、指定避難所を迅速に開設するとともに、その適正な運営を図る。

(4) 複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への

- 直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。
- (5) 原子力災害対策の充実を図るため、原子力災害対策指針を踏まえつつ、緊急事態における原子力施設周辺の住民等に対する放射線の重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確定的影響のリスクを低減するための防護措置を確実に行うこと。
- (6) 感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、国民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

2 実施機関（責任者）

(1) 避難指示等

実 施 機 関	担 当 業 務
町本部長	1 必要と認める地域の必要と認める住民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き又は屋内への退避の指示 〔災害対策基本法第60条（原災法第28条第2項による読替）〕
県本部長	1 市町村長に代わって行う地域住民、滞在者その他の者に対する避難のための立ち退き又は屋内への退避の指示 〔災害対策基本法第60条（原災法第28条第2項による読替適用）〕 2 必要と認める地域の必要と認める居住者、滞在者その他の者に対する避難のための立退き又は屋内への退避の指示 〔災害対策基本法第61条（原災法第28条第2項による読替適用）、警察官職務執行法第4条〕
釜石海上保安部	1 必要と認める地域の必要と認める居住者、滞在者その他の者に対する避難のための立退き又は屋内への退避の指示 〔災害対策基本法第61条（原災法第28条第2項による読替適用）〕
陸上自衛隊岩手駐屯地部隊	1 その場に居合わせた者、事物の管理者その他の関係者に対する避難のための警告又は避難のための措置 〔自衛隊法第94条〕 2 災害派遣要請に基づく避難の援助

(2) 警戒区域の設定

実 施 機 関	担 当 業 務
町本部長	警戒区域の設定による緊急事態応急対策従事者以外の当該区域に対する立入りの制限、禁止、退去の命令 〔災害対策基本法第63条（原災法第28条第2項による読替適用）〕
県本部長	警戒区域の設定による緊急事態応急対策従事者以外の当該区域に対する立入りの制限、禁止、退去の命令 〔災害対策基本法第63条（原災法第28条第2項による読替適用）、第73条〕
釜石海上保安部	警戒区域の設定による緊急事態応急対策従事者以外の当該区域

	に対する立入りの制限、禁止、退去の命令 〔災害対策基本法第63条（原災法第28条第2項による読替適用）〕
陸上自衛隊岩手駐屯地部隊	警戒区域の設定による緊急事態応急対策従事者以外の当該区域に対する立入りの制限、禁止、退去の命令 〔町長（町長の委託を受けてその職権を行う町の吏員を含む）、警察官又は海上保安官がいない場合〕 〔災害対策基本法第63条〕

（町本部の担当）

部	班	担 当 業 務
総務部	第2庶務班	1 立ち退き又は屋内への退避指示 2 警戒区域の立入りの制限、禁止、退去の命令

（3）救出

【震災・津波対策編 第2章 第15節 第2 実施機関（責任者）】を準用する。

（4）指定避難所の設置、運営

【震災・津波対策編 第2章 第15節 第2 実施機関（責任者）】を準用する。

3 実施要領

（1）注意喚起

県及び町は、広報の実施などを通じ、町民等が正しい情報に基づき行動するよう、適時に注意喚起を行う。

（2）避難のための立ち退き又は屋内への退避指示等

① 避難のための立ち退き又は屋内への退避指示及び報告

実施責任者は、内閣総理大臣指示があった場合には、その指示に基づき、避難のための立ち退き又は屋内への退避指示を行う。この場合において、町本部長は、速やかにその旨を県本部長及び原子力災害対策本部長に報告する。

② 県本部長及び町本部長は、国が原子力災害の観点から屋内退避指示を出している際に、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場合、当該地域の住民に対し、独自の判断で避難指示を行うことができる。その際には、県本部長及び町本部長は、国と緊密な連携を行うものとする。

③ 避難のための立ち退き又は屋内への退避指示の内容

実施責任者は、次の内容を明示して、避難のための立ち退き又は屋内への退避指示を行う。

ア 発令者

イ 避難のための立ち退き又は屋内への退避の別

ウ 指示の日時

エ 指示の理由

オ 指示の対象地域

カ 避難のための立ち退き先又は退避先

キ 避難のための立ち退き又は退避する場合の経路

ク その他必要な事項

④ 避難のための立ち退き又は屋内への退避指示の周知

ア 地域住民等への周知

実施責任者は、避難のための立ち退き又は屋内への退避指示の内容を、直接の広報（防災行政無線、広報自動車等）、広報媒体（テレビ、ラジオ等）、携帯端末の緊急速報メール機能など、多様な手段の活用によって、直ちに、地域住民等への周知徹底を図る。

また、海水浴場、その他観光施設等の不特定多数の者が集まる場所にあっても、あらかじめ、伝達体制を整備し、直ちに、来訪者に周知徹底を図る。

避難のための立ち退き又は屋内への退避指示の周知に当たっては、必要に応じ、避難行動要支援者の住居を個別に巡回するなど、避難行動要支援者に配慮した方法を併せて実施する。

イ 関係機関相互の連絡

実施責任者は、避難のための立ち退き又は屋内への退避指示を行った場合は、法令に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を相互に連絡する。

（報告又は通知事項）

- (ア) 指示を行った者
- (イ) 避難のための立ち退き又は屋内への退避の別
- (ウ) 指示の理由
- (エ) 指示の発令時刻
- (オ) 指示の対象地域
- (カ) 避難のための立ち退き先又は退避先
- (キ) 避難のための立ち退き者数又は退避者数

（法令に基づく報告又は通知義務）

報告又は通知義務者	報告又は通知先	根拠法令
町長	知事及び原子力災害対策本部長	災害対策基本法第60条第4項（原災法第28条第2項による読替適用）
知事	公示及び原子力災害対策本部長への報告	災害対策基本法第60条第5項（原災法第28条第2項による読替適用）
警察官、海上保安官	町長	災害対策基本法第61条第2項
警察官	公安委員会	警察官職務執行法第4条第2項
自衛官	大臣の指定する者	自衛隊法第94条第1項

⑤ 避難の方法

【震災・津波対策編 第2章 第15節 第3 1(4) 避難の方法】を準用する。

⑥ 避難の誘導

【震災・津波対策編 第2章 第15節 第3 1(5) 避難の誘導】を準用する。

⑦ 避難者の確認等

【震災・津波対策編 第2章 第15節 第3 1(6) 避難者の確認等】を準用する。

⑧ 避難経路の確保

【震災・津波対策編 第2章 第15節 第3 1(7) 避難経路の確保】を準用する。

⑨ 避難支援等関係者の安全確保

【震災・津波対策編 第2章 第15節 第3 1 (5) 避難の誘導】を準用する。

(3) 警戒区域の設定

① 警戒区域の設定

ア 町本部長及び警察官、海上保安官、自衛官等の警戒区域の設定権者（以下 本節中「設定権者」という。）は、原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間で、人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるときは、次の事項を明示して、警戒区域を設定する。

(ア) 発令者

(イ) 警戒区域設定の日時

(ウ) 警戒区域設定の理由

(エ) 警戒区域設定の地域

(オ) その他必要な事項

イ 設定権者は、緊急事態応急対策に従事する者以外の者に対して警戒区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

② 警戒区域設定の周知

ア 地域住民への周知

設定権者は、警戒区域設定の内容を、直接の広報（防災行政無線、エリアメール・緊急速報メール、広報車等）又は広報媒体テレビ、ラジオ等）により、地域住民等への周知徹底を図るとともに、ロープ等によりこれを明示する。

イ 関係機関相互の連絡

設定権者は、警戒区域を設定した場合、法に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を相互に連絡する。

(報告又は通知事項)

(ア) 警戒区域設定を行った者

(イ) 警戒区域設定の理由

(ウ) 警戒区域設定の発令時刻

(エ) 警戒区域設定の地域

(法令に基づく報告又は通知義務)

報告又は通知義務者	報告又は通知先	根拠法令
町長	知事	災害対策基本法第63条第1項
警察官、海上保安官	町長	災害対策基本法第63条第2項
原子力災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官	町長	災害対策基本法第63条第3項（原災法第28条第2項による読替適用）
知事	町長	災害対策基本法施行令第30条第3項

(4) 救出

【震災・津波対策編 第2章 第15節 第3 3 救出】を準用する。

(5) 避難所の設置、運営

【震災・津波対策編 第2章 第15節 第3 4 避難所の設置、運営】を準用する。

(6) 帰宅困難者対策

【震災・津波対策編 第2章 第15節 第3 6 帰宅困難者対策】を準用する。

(7) 広域避難

【震災・津波対策編 第2章 第15節 第3 8 広域避難】を準用する。

(8) 広域一時滞在

【震災・津波対策編 第2章 第15節 第3 9 広域一時滞在】を準用する。

4 影響回避等のための措置

(1) 県等による情報提供

- ① 県及び町は、町民等に対し、放射性物質等の影響を回避し、防護するために講ずべき措置等について、情報の提供又は要請を行う。
- ② 県及び町は、必要に応じ、水道事業者、農林漁業者、食品加工事業者等に対し、放射性物質等の影響を回避し、又は軽減するために講ずべき措置等について、情報の提供又は要請を行う。

(2) 町民等の措置

- ① 町民等は、身体等を防護するため、県等の情報提供又は要請に基づき、放射性物質等の影響を回避し、防護するために必要な措置を講ずる。この場合において、自主防災組織等は、自ら必要な措置を講ずることが困難な要配慮者に対し、必要な支援を行うよう努める。
- ② 水道事業者、農林漁業者、食品加工事業者等は、生産品等への影響を回避し、風評被害を防止するため、県等の情報に基づき、放射性物質等の影響を回避し、又は軽減するために必要な措置を講ずる。この場合において、農業協同組合、商工会議所、商工会その他の公共的団体は、農林漁業者、食品加工事業者等が円滑に必要な措置を講じられるよう、必要な支援の実施に努める。

第7 医療・保健計画

1 基本方針

- (1) 県本部長及び町本部長は、原子力災害が発生した場合において、身体の高齢者等検査及び簡易除染の実施に必要な施設の確保及び体制の構築を図り、必要に応じ、これを実施する。
- (2) 県本部長及び町本部長は、県外からの避難者等に対し、緊急被ばく医療の実施が必要な場合において、県内外の医療機関及び消防等との連携を図り、当該医療機関への搬送を行う。
- (3) 県本部長及び町本部長は、避難等した住民等の心身両面にわたる健康を維持するため、健康相談、健康管理指導及びこころのケアを実施する。

2 実施機関（責任者）

(町本部の担当)

部	班	担 当 業 務
健康子ども部	救護班 保健活動班	1 身体の高齢者等検査及び簡易除染の除染の実施
		2 県、指定公共機関、医療機関との調整等

3 避難退域時検査及び簡易除染

- (1) 県本部長及び町本部長は、国が指示又は決定する身体の避難退域時検査を行う際の基準に基づき、避難した住民等（県外から県内に避難した者を含む。）の身体の避難退域時検査及び簡易除染を実施する。この場合において、国、指定公共機関その他の関係機関に対し、身体の避難退域時検査及び簡易除染の実施に必要な人員の派遣、資機材の確保など、必要な支援を求める。
- (2) 町本部長は、身体の避難退域時検査及び簡易除染を実施する施設を確保し、当該施設の名称等を県本部長に通知するものとし、身体の避難退域時検査及び簡易除染は、当該施設において実施する。

4 初動医療体制

- (1) 町本部長は、避難した住民等について、サーベイメータによる身体の避難退域時検査等の結果、被ばく医療の必要性が指摘されたときは、県本部長に対し、被ばく医療の実施が必要な住民等の状況を報告し、搬送すべき医療機関及びその搬送方法の指示を求める。
- (2) 県本部長は、町本部長からの報告に基づき、国、県内外の医療機関、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、原子力災害医療派遣チーム及び専門家、消防機関、自衛隊その他の関係機関と協議、調整し、搬送すべき医療機関及び搬送方法を決定の上、町本部長に通知する。
- (3) 町本部長は、県本部長の通知に基づき、被ばく医療の実施が必要な住民等の医療機関への搬送を実施する。県本部長は、当該搬送等の実施に協力する

5 健康管理活動の実施

【震災・津波対策編 第2章 第16節 第6 2 健康管理活動の実施】を準用する。

第4節 災害復旧計画

第1 低減措置・廃棄物等対策計画

1 基本方針

- (1) 県は、緊急時モニタリングの実施結果等を踏まえ、町民が日常生活から受ける追加被ばく線量（自然被ばく線量及び医療被ばくを除く被ばく線量をいう。以下同じ。）の低減を図る必要があると認めたときは、町と調整・連携し、必要な措置を講じる。
- (2) 県及び町は、町民が日常生活から受ける追加被ばく線量の低減を図るための措置（以下「低減措置」という。）の実施により発生した廃棄物等について、法令及び国が定める指針等に基づき、適切に管理又は処理されるよう指導する。

2 低減措置の実施

(1) 低減措置を行う目安等

低減措置を実施すべき目安及び低減措置の実施により確保すべき追加被ばく線量の水準は、低減措置の実施が必要と認めたときに、原子力災害対策指針その他の基準等を勘案し、県が定める。

(2) 低減措置の対象、実施者等

- ① 低減措置は、学校等の施設、不特定多数の者が利用する施設、住居など、町民等が日常生活において利用する頻度等が高い箇所のほか、事業活動等に支障があり、事業者等が低減措置を行う必要があると認める箇所とする。
- ② 低減措置は、町民等が日常生活において利用する頻度等が高い箇所を優先して実施する。この場合において、子どもは、成人に比較し放射線の影響を受けやすいことから、子どもの生活環境を最優先に実施する。
- ③ 低減措置は、低減措置の対象となるものを所有し、管理し、又は占有する者（以下、本項中「実施者」という。）が行い、国が示す方法又は県が適当と認める方法により実施する。

3 廃棄物等の処理等

- (1) 実施者は、低減措置の実施に伴い生じた廃棄物等を、法令及び国が定める指針等に基づき、適切に管理し、処理する。
- (2) 県及び町は、実施者に対し、当該廃棄物等が、法令及び国が定める指針等に基づき、適切に管理又は処理されるよう指導する。

4 実施者の措置

不特定多数の者が利用する施設に関し低減措置を行った実施者は、行った低減措置の内容、低減措置の実施結果等を公表するよう努める。

5 県及び町の措置

- (1) 県及び町は、自らが所有し、又は管理する施設等の低減措置を速やかに実施するとともに、自らが行った低減措置の内容、低減措置の実施結果等を公表する。
- (2) 県及び町は、相互に連携し、実施者による低減措置及び廃棄物等の処理が、円滑かつ適切に実施されるよう、技術的な助言その他の採りうるべき必要な支援を行う。

第2 健康確保等計画

1 基本方針

- (1) 県及び町は、相互に連携し、健康に不安等を感じる町民等（広域避難又は広域一時滞在により町内に滞在する町外からの避難者を含む。以下、この項において同じ。）に対し、健康相談を実施するとともに、町民等の健康確保に関し、必要と認めるときは、調査その他の必要な対策を実施する。
- (2) 県及び町は、原子力災害により被害を受けた町民等が、速やかに再起できるよう、被災者に対する生活相談、義援金・救援物資、災害弔慰金の支給、生活福祉資金の貸付、失業者（休業者）の生活安定対策等、町民等の自力復興を促進するための各種対策を講じ、早期の生活安定を図る。

2 健康相談の実施

県及び町は、相互に連携し、健康に不安等を感じる町民等からの相談、問合わせに対応できるよう、対応窓口を明確化するなど、相談体制の整備を図る。

3 県民の健康確保に関する調査その他の対策の実施

- (1) 県は、緊急時モニタリングの実施結果等を踏まえ、町民等の健康確保に関し、調査を行うことが必要と認めるときは、町と連携し、国その他の関係機関の助言等を得て、必要な調査及び分析を行う。
- (2) 県は、調査及び分析の結果、町民等の健康確保に関する対策を実施する必要があると認めるときは、町及び国その他の関係機関と連携し、必要な対策を実施する。

4 生活の安定確保

【震災・津波対策編 第3章 第2節 生活の安定確保計画】を準用する。

第3 風評被害防止計画

1 基本方針

県及び町は、原子力災害による風評被害が商工業、観光業、農林水産業その他の地場産業に及ぶことのないよう、これを未然に防止し、又は影響を軽減するために必要な活動を実施する。

2 広報活動等

- (1) 県及び町は、関係機関・団体と連携し、商工業、農林水産業その他の地場産業の産品等の適切な流通等が確保され、及び観光客の減少が生じることのないよう、県内外での広報活動を行う。
- (2) 広報活動を行うに当たっては、緊急時モニタリングの測定結果、出荷制限等の状況その他の情報を提供し、町内で生産される産品等及び町内の環境等が安全な状況にあることを広報する。
- (3) 県及び町は、関係機関・団体が自ら風評被害防止に向けた活動を実施する場合においては、活動に必要な情報、資機材等の提供など、関係機関・団体に対し、必要な支援を行う。

第5節 事業所外運搬事故対策計画

第1 情報連絡体制等整備計画

1 基本方針

町は、事業所外運搬事故の発生時における情報の収集、伝達及び連絡を確実に行うため、国、県、警察機関、消防機関、第二管区海上保安本部その他の防災関係機関との情報収集・連絡体制の明確化を図る。

2 通報連絡体制の整備

町は、原子力事業者等から事業所外運搬事故が発生した旨の通報を受ける県、警察機関及び消防機関並びに海上保安部からの町に対する通報・連絡が確実に行われるよう、通報連絡体制を整備する。

3 運搬情報の提供

- (1) 県は、原子力事業者に対し、核物質防護上問題が生じない範囲において、必要な運搬情報が提供されるよう、要請する。
- (2) 町は、県に原子力事業者から運搬情報が提供された場合には、必要に応じ、当該運搬情報の提供を受ける。

4 通信施設・設備の整備等

【震災・津波対策編 第2章 第4節 通信情報計画 参照】

5 町民等への情報伝達手段の整備

【一般災害対策編 第5章 第2節 第3 4 参照】

第2 事故発生時対策計画

1 基本方針

町は、事業所外運搬事故が発生したときは、【本章第3節 災害応急対策計画】の規定に準じて対応する。

2 活動体制

町は、【本章第3節 第1 活動体制計画】に定める、原子力災害に対する町の活動体制に基づき体制をとる。

3 事故発生情報の伝達

- (1) 事業所外運搬事故が発生したときは、原子力事業者等から最寄りの警察機関及び消防機関並びに海上保安部に通報することとされていることから、原子力事業者等から通報を受けた当該機関は、直ちに県にその旨を通報する。

- (2) 事業所外運搬事故が発生したとき及び事業所外運搬事故により特定事象又は原子力緊急事態が発生したときは、県、町、警察機関、消防機関その他の防災関係機関は、情報その他の事項の伝達、通報を、迅速かつ確実に実施する。

4 情報の収集・伝達

事業所外運搬事故が発生したとき及び事業所外運搬事故により特定事象又は原子力緊急事態が発生したとき並びに岩手県災害対策本部を設置したときは、県、町、警察機関、消防機関その他の防災関係機関は、災害情報の収集及び伝達を行う。

5 町民等への情報提供・広報広聴

事業所外運搬事故が発生したとき及び事業所外運搬事故により特定事象又は原子力緊急事態が発生したとき並びに岩手県災害対策本部を設置したときは、県、町、警察機関、消防機関その他の防災関係機関は、相互に連携し、町民等に対する正確かつ分かりやすい情報の提供及び広報広聴活動を実施する。

6 緊急時モニタリングその他の対策の実施

事業所外運搬事故が発生したとき及び事業所外運搬事故により特定事象又は原子力緊急事態が発生したとき並びに岩手県災害対策本部を設置したときにおいて、県、町、警察機関、消防機関その他の防災関係機関は、緊急時モニタリング対策、避難・影響回避対策及び医療・保健対策を実施する。